

令和2年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第4回財調協議会幹事会：R2.1.7）

**取扱注意**

**【都側提案事項】**

**1 算定方法の見直し等**

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	外国人生活支援等事業費及び住居表示管理費の見直し	<p>平成25年度財調協議において、区側は外国人生活支援等事業費の案内板、標識等には「観光案内板」「広報案内板」「街区表示板」が含まれると主張していた。しかし、観光案内板及び広報案内板は都市景観創出向上事業等の他事業と算定重複が生じている。また、街区表示板のうちローマ字併記に係る経費が外国人生活支援等事業費に算定されていると考えるが、都側調査によるとローマ字併記は表示板設置時から標準化しており、対応済みであることが確認できた。したがって、外国人生活支援等事業費の案内板、標識等に係る経費を廃止する。</p> <p>また、住居表示管理費では、住居表示制度に係る表示板として住居表示板と街区表示板が算定されていると考えるが、都側調査によるとこれら表示板経費に過大算定が生じていることから実態を踏まえた見直しを行う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>外国人生活支援等事業費及び住居表示管理費の見直しは、いずれも特別区の実態を踏まえた内容であるため、都案に沿って整理する。</p> <p>ただし、現在、未算定となっている住居表示街区案内板に係る経費については、住居表示制度に関連する案内板であることから、当該経費を住居表示管理費に反映した内容に修正すべきと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>外国人生活支援等事業費について、算定内容（工事請負費）を見直す。</p> <p>また、住居表示管理費について、算定内容（需用費）を見直す。</p>
		<p>住居表示街区案内板は主に区道上に設置される公共サインであることから当該案内板の設置に係る経費は、観光案内板及び広報案内板と同様に、都市景観創出向上事業の算定対象となるため、都側提案を見直す必要はないと考える。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>住居表示街区案内板に係る経費について、他の案内板と同様に都市景観創出向上事業の算定対象となることが示されたことを踏まえ、都案に沿って整理する。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
2	森林整備等に要する経費の新設（態容補正）	<p>森林環境譲与税を基準財政収入額に算入することに伴い、森林整備及びその促進に要する経費を態容補正により新規に算定する。</p> <p>なお、森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に充てなければならないとされている。例えば、標準算定施設の改築時の木材利用等は普通交付金の投資的経費と重複算定する恐れがあるが、このような場合における木材利用等については、投資的経費とは別に、本経費で算定されているものと整理する。</p> <p>また、特別交付金の算定において、森林環境譲与税の充当事業が申請に含まれる場合、その事業費のうち、充当分については本経費で算定されることから、充当された森林環境譲与税額を特定財源としてみなすことが妥当と考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>森林整備等に要する経費について、基準財政収入額に算入する森林環境譲与税と同額を基準財政需要額として算定するもので、妥当な内容であることから、都案に沿って整理する。</p> <p>また、特別交付金に係る取扱いについても、区側として異論はない。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>森林整備等に要する経費について、態容補正により新規算定する。</p>
		<p>森林環境譲与税の用途は複数の費目に係る経費であることから議会総務費で算定することが妥当と考えるが、本事業は環境所管で実施しているという特別区の状況を踏まえ、衛生費で態容補正により算定することに異論はない。区案に沿って整理する。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>第2回幹事会において都案に沿って整理することとしたところであるが、改めて、区側で検証したところ、森林環境譲与税の創設の目的が、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることであり、また、特別区では環境所管において、森林環境譲与税の趣旨の観点から踏まえた森林整備や木材利用等の環境への取組を推進させていることを踏まえると、低炭素型社会を推進する事業、環境保全を目的とする経費等を算定している衛生費で態容補正により整理することが妥当と考える。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
3	福祉サービス安定化事業費（態容補正）の廃止	<p>本経費は、平成12年度に、介護保険の導入や福祉施策の新たな展開などの福祉施策の改革に伴い、各区が新しい福祉施策を自主的・弾力的に実施できるよう、財政基盤の安定化を図ることを目的として導入された。</p> <p>福祉サービス安定化事業経費が導入されてから10年が経った平成22年度に、各区が行う福祉サービスに対する財政基盤は安定化してきており、福祉施策の改革に伴う過渡的な算定として導入された本経費の役割は終えたとして、都側から算定の廃止を提案したが、区側は、「当経費は国民健康保険事業に係る経費として算定されているものと認識している。」として、不調となった経緯がある。</p> <p>前回協議からさらに10年が経過した現在、新たな福祉事業に対する更なる新規算定や算定充実を図ってきており、福祉施策の改革に伴う過渡的な算定として導入された本経費の役割は終えていることから、改めて廃止の提案をする。</p> <p>区側は、本経費の導入当初から、本経費を平成12年度の国民健康保険制度の見直しによる2/8の財源分と主張されている。</p> <p>平成30年度の制度改正に伴う国民健康保険事業助成費の見直しでは、原則、法定内繰入金のみを標準算定することとし、あわせて、各区が行う法定外繰入金に係る態容補正が、令和5年度までの臨時的な措置として導入された。</p> <p>このことから、区側が主張する福祉サービス安定化事業経費としての役割も終えていると考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>平成22年度財調協議において、「現状において当該算定を見直すという状況にはない」との見解を伝えたところであるが、基本的にこの認識に変わりはない。</p> <p>今回の都側提案については、内容を確認の上、次回以降、区側の見解を述べさせていただく。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>まとめの方向</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>福祉サービス安定化事業費（態容補正）の廃止（つづき）</p>	<p>区側から、「都側が主張する『新しい福祉施策を自主的・弾力的に実施できるよう、財政基盤の安定化を図る』といった導入目的に照らせば、基準財政需要額に整理されていない福祉需要が多数存在する現状において、本経費の役割が終了したとは考えていない」との発言があった。</p> <p>平成22年度財調協議で、区側からは、「当経費は国民健康保険事業に係る経費として算定されているものと認識している。」、「区側としては、当初の都案であった『2/8相当額の3年間の激変緩和措置』の算定を撤回して示された提案であることから、国保に係る経費であると理解し、合意したところである。したがって、福祉事業の展開を目的とした算定との認識はない。」、「区側としては、12年の都区制度改革以来、算定の認識に変わりはない。」、「基準財政需要額の算定は、特別区の実態を踏まえるべきであるという考え方のもと、決算分析を行った上で、算定のあり方について検証を行っているが、その際にも国保の財源不足額に相当するものとして分析している。」、「この需要は、総体として国保事業に要するもの」との発言があり、都側の見解とは相いれない発言を繰り返されている。</p> <p>今回、区側は、当該事業は国民健康保険事業に係る経費として算定されているという従来の見解を変えたということなのか。また、変えたのであれば、いつ、どのような理由で変えたのかを伺う。</p> <p>平成22年度財調協議で、区側は「考え方の異なる経費の算定については、当該経費で算定している需要とは何か、まず都区で共通認識を図った上で、見直しに向けた前向きな協議を願いたい。」と発言している。</p> <p>平成13年度から令和元年度までに、民生費の新規・充実を合わせて、約100事業、1,400億円近くを算定しており、都としては、役割を終えていると考える。</p> <p>従来区側見解も、平成12年度の国民健康保険制度の見直しによる2/8の財源分であり、共通認識は図られていないかもしれないが、都区いずれの見解からも、当該事業の役割は終えていることから、都としては提案しており、今年度必ず結論を得たいと考えている。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>前回の幹事会において、都側から、新たな福祉事業の新規算定や算定充実を図ってきたことなどを理由に、本経費は役割が終了しており廃止すべきとの見解が示された。これに対する区側の見解であるが、都側が主張する「新しい福祉施策を自主的・弾力的に実施できるよう、財政基盤の安定化を図る」といった導入目的に照らせば、基準財政需要額に整理されていない福祉需要が多数存在する現状において、本経費の役割が終了したとは考えていない。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>まとめの方向</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	福祉サービス安定化事業費（態容補正）の廃止（つづき）	<p>都区で協議するにあたり、まずは区側の当該経費に対する見解をはっきりさせておく必要があるため、前回幹事会において区側の見解を伺ったが、今回、その点について全く回答をいただけていない。</p> <p>改めて伺うが、今回、区側は、当該事業は国民健康保険事業に係る経費として算定されているという従来の見解を変えたということなのか。また、変えたのであれば、いつ、どのような理由で変えたのか、回答を求める。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>本経費については、平成12年度財調協議において、都側からの提案により、各区が新しい福祉施策を自主的、弾力的に展開するための経費として算定されたものである。その趣旨から、各区の算定額は、保育所の入所児童数や生活保護の被保護者数など、民生費の各指標を基礎に算出されている。</p> <p>区側としては、別名目ではあるものの、本経費の導入によって安定的な財源が確保され、国民健康保険事業の財源不足額についても対応することが可能であると判断したため、都側の提案内容に沿って、合意をしたものである。今回の協議においては、その前提に立ったうえで、本経費が役割を終えているのか、改めて検討する必要があると考えている。</p> <p>第2回幹事会において、都側から「平成13年度から令和元年度までに、民生費の新規・充実を合わせて、約100事業、1,400億円近くを算定しており、都としては、役割を終えていると考える。」との発言があった。</p> <p>都側は、国庫補助事業に係る経費や、都補助事業に係る経費など、さまざまな経費を整理してきた中で、具体的にどのような経費の算定をもって、役割を終えたと主張しているのか、見解を示されたい。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
4	認証保育所運営費等事業費の見直し	<p>認証保育所の施設数について、令和元年10月1日時点の施設数をもとに、標準区における算定施設数を、A型16所から14所に見直す。一方で、B型については、現行の2所を据え置く。</p> <p>あわせて、1施設あたりの年齢別定員数について、平成31年4月1日時点の定員数をもとに、B型の0歳児を9名から8名、1・2歳児を13名から14名にそれぞれ見直す。</p> <p>また、現在、標準区において1施設が設定されている開設準備経費については、令和2年度からの3年間、特別区における開設予定がないことを踏まえ、算定を廃止する。</p> <p>なお、現行算定では、都補助単価に連動して毎年度単価が見直されている一方、施設数及び定員数については、直近の状況が反映されていないことから、令和3年度以降の標準区設定にあたっては、毎年度、今回と同様の方法により、規模を設定し直すこととする。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>提案内容のうち開設準備経費の廃止提案についてであるが、前回幹事会のあとに、令和3年度に1区で2所の開設予定があることを、都の所管部署より報告を受けたので、お知らせする。</p> <p>なお、開設予定が少数であることから、当初提案どおり廃止すべきと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>都案は、直近の認証保育所の施設数や定員数をもとに標準区経費を見直すものであり、特別区の実態を踏まえた算定であると考えられることから、都案に沿って整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>認証保育所運営費等事業費について、算定内容（負担金補助及び交付金）を見直す。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
5	健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）の廃止	<p>本事業は、東京都の健康づくりフォローアップ指導事業実施要綱に基づき、医療機関からの紹介や健康診査結果により指導を必要とする対象者に必要な検査や健康増進指導を行う事業として算定された。しかし、これらの事業は、各医療保険者等が行っている特定健康診査や特定保健指導、「健康増進法」に基づき区市町村が実施する健康増進事業と内容の重複が生じていると考えられる。また、事業について福祉保健局に照会したところ、当該要綱はすでに存在しないことが確認されたことから、算定を廃止する。（第1回幹事会）</p>	<p>都案は、事業の見直しや整理がされていないことだけをもって廃止するというものであり、内容及び経費の検証が行われていないため、妥当ではないと考える。（第2回幹事会）</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>
		<p>本事業は、平成4年度財調協議で新規算定されて以降、一度も見直しがなされておらず、実施根拠である都要綱が廃止された現在、特別区が実施する保健事業体系における位置づけは不明である。また、本事業との重複を指摘した特定健康診査や健康増進事業は、過去の協議で適切に新規算定や見直しがなされていることから、本事業の算定は廃止すべきと考える。</p> <p>しかしながら、経費の検証を踏まえ判断すべきという区側意見や事業実態を把握することも必要と考えることから、特定健康診査や健康増進事業以外の事業で、既算定による事業実施の有無を都側において調査し、次年度において改めて協議したいと考える。（第3回幹事会）</p>	<p>特別区の実態を確認したうえで算定の見直しを検討することについては異論はない。（第4回幹事会）</p>	
6	自転車駐車場維持管理費（態容補正）の算定方法の改善	<p>本態容補正は、特別区が設置管理している自転車駐車場の面積をもとにその維持管理に係る経費を加算している。今回都側で自転車駐車場の面積と人口との相関を検証したところ、高い相関が見られた。そのため、財調算定の簡素・合理化の観点から態容補正を廃止し単位費用化を図る。</p> <p>なお、算定方法の改善のため、単位費用化に当たっては、23区総体で影響が生じないよう標準区経費を設定する。（第1回幹事会）</p>	<p>都案は、自転車駐車場の面積と人口の相関にのみ着目しており、特別区の実態を踏まえていない。</p> <p>都側から「23区総体で影響は生じない」との発言があったが、区側で都案について検証したところ、区間配分に大きな影響が出ることを確認できたことから、都案は妥当ではないと考える。（第2回幹事会）</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	自転車駐車場維持管理費（態容補正）の算定方法の改善 （つづき）	区間配分に大きな影響が出ることから、態容補正から単位費用化を図ることが妥当でないとの区側の主張だが、都側で調査している区の自転車駐車場維持管理費の平成27年度から平成29年度の3か年分を改めて検証した。 今回、平成27年度から平成29年度までの決算平均額と令和元年度の態容補正の算定額の差額及び平成27年度から平成29年度までの決算平均額と単位費用化した際の令和元年度当初算定額の差額を比較したところ、単位費用化した場合は、18区で決算額に近い額になる又は算定額が改善される。 そのため、23区総体で影響がないこと及び区間配分にも配慮した算定方法の改善であり、都案に沿って整理すべきと考える。 （第3回幹事会）	都側から「区間配分にも配慮した算定方法の改善」との発言があった。しかし、単位費用化に伴い、過少算定であるにもかかわらず、算定額が40%近く減額され、充足率が57%から36%と、20%を超える減少率となる区もある。このため、特別区の実態を踏まえた区間配分となっておらず、都案は妥当ではない。 （第4回幹事会）	まとめの方向
7	学校運営費（普通教室冷房設備）の廃止	普通教室の冷房設備に係る経費については、平成19年度から経常的経費として算定が開始されている。一方、投資的経費の義務教育施設の建設費単価についても、平成25年度の見直しにおいて、空調に係る機械設備経費を含むものとなっている。そのため、普通教室の冷房設備に係る経費については、現在、二重に算定されているため、経常的経費における算定を廃止する。 （第1回幹事会）	投資的経費では改築サイクルである47年に1回、改築に合わせて空調を設置する経費のみが算定されている。一方、経常的経費はすべての教室にリースで空調を設置・稼働するための経費を算定していることから、すべてが二重算定となっているとは言えない。また、現行の経常的経費は、維持管理経費を含んで算定していることから、仮に当該経費を廃止し、設置に係る経費をすべて投資的経費で算定するのであれば、維持管理経費を別途算定すべきである。これらのことから都案は妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	普通教室冷房設備費について、投資的経費の算定内容（改築経費）を見直す。



1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	学校運営費（普通教室冷房設備）の廃止（つづき）	第2回幹事会において、区側から「すべてが二重算定となっているとは言えない」との発言があり、少なくとも当該経費の一部について二重算定が発生していることを、都区双方で確認することができた。一方、「現行の経常的経費は、維持管理経費を含んで算定している」との発言があったが、財調上、システム機器等については、賃借料と保守経費を分けて算定している例もあるとともに、平成19年度の財調協議において、リース料に保守経費等の維持管理経費が含まれていたかは明確にされていない。また、「設置に係る経費をすべて投資的経費で算定するのであれば、維持管理経費を別途算定すべきである」との発言があったが、平成25年度財調協議での投資的経費の見直しに伴う、維持管理経費等の経常的経費への反映については、平成26・27年度財調協議において、整理がついているものと認識している。 しかしながら、現時点では、当初に提示した内容では合意することは困難であるので、投資的経費から普通教室分に係る空調経費を除外する内容に修正する。なお、1校当たりの除外経費については、投資的経費で算定されている空調に係る機械設備単価に、小・中学校の標準区学級数及び財調上の教室モデル面積である72㎡を乗じて算出する。 （第3回幹事会）	都側修正案は、維持管理経費を含まず、普通教室に係る空調設備経費のみを改築経費から除外する内容となっていることから、都側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	

【区側提案事項】

1 都区間の財源配分に関する事項

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	児童相談所関連経費	<p>平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になり、世田谷区と江戸川区が来年4月に、荒川区が7月に区立の児童相談所を開設される予定である。</p> <p>そのため、現時点では特別区における児童相談所設置の実態がなく、都の実績等を用いた試算によりモデルを設定しているとのことであるが、提案内容が「合理的かつ妥当な水準」となっているのかについて、今後、内容を良く確認させていただく必要があると考えている。</p> <p>そこで、区側提案の基本的な考え方を確認させていただく。</p> <p>まず、児童相談所関連経費について、加算型の態容補正での算定とするとのことであるが、態容補正とする理由と、具体的にどのような補正とすることを考えているのかお示しいただきたい。</p> <p>次に、年度途中に開設した場合、当該年度の開設月数分の算定を行うとのことであるが、財調条例第7条では、「各特別区に交付すべき普通交付金の額は、毎年四月一日現在により算定する。」と規定されている。</p> <p>こうした規定がある中で、年度途中の開設があった場合には、開設月数分の算定を行うこととする区側の考え方をお示しいただきたい。</p> <p>児童相談所関連経費に係る財調上の取扱いについては、昨年度も多く議論を行ってきた。</p> <p>今年度の財調協議においても、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点で最も重要であるという都区双方の共通認識の下、皆様としっかりと協議していきたいと考えている。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>児童相談所関連経費については、12月2日の第2回都区財政調整協議会で発言したとおり、都区財調の基準財政需要額に算定した上で、都区間の配分割合を変更することを提案する。</p> <p>まず、基準財政需要額への算定について、児童相談所設置市となった特別区に対する加算型の態容補正を4件提案している。</p> <p>1件目は、児童福祉費の経常的経費として、児童相談所を開設した場合の児童相談所等の運営費、措置費、各設置市事務にかかる経費及び社会的養護等に関する都の単独事業のうち、都と区の協議により、区が実施する方向で整理している事業に係る経費についてである。都実績や国基準等を踏まえながら標準区経費のモデルを設定した上で、態容補正により新規算定することを提案する。</p> <p>2件目は、児童福祉費の投資的経費として、児童相談所・一時保護所の次の更新に向けた改築・大規模改修経費についてである。各区の建設予定面積等を踏まえ、標準区モデルを設定した上で、態容補正により新規算定することを提案する。</p> <p>3件目は、衛生費の経常的経費として、児童相談所設置市事務である入院助産措置に係る経費についてである。都実績や既算定の事業を踏まえながら標準区モデルを設定した上で、態容補正により新規算定することを提案する。</p> <p>4件目は、児童福祉費の投資的経費として、児童養護施設等の施設整備費に係る助成事業について、国庫補助基準を反映した態容補正により新規算定することを提案する。</p> <p>また、今後、年度途中の開設を予定している区が複数あることから、年度途中に開設した区の算定は、当該年度の開設月数分の算定を行うということも併せて提案する。</p> <p>(つづきあり)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>		<p>なお、今回の区側提案は、区側における児童相談所運営の実態がなく、主に都の実績や国基準等を基に提案内容を設定している。現時点においては、区側提案は最も合理的かつ妥当な水準であると考えているが、今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべきと考えている。</p> <p>以上が、基準財政需要額への算定についての提案である。</p> <p>次に、都区間の財源配分に関する提案である。</p> <p>特別区が児童福祉法に基づく児童相談所設置市に指定されることにより、当該区の区域においては、法定事務のみならず、都の社会的養護等に関する単独事業も含め、その関連事務が都から区に移管される。</p> <p>平成11年度第4回都区協議会で都区が合意した都区制度改革実施大綱では、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」に配分割合を変更することとしている。このことから、区側提案における来年度の基準財政需要額相当について、配分割合の変更を求める。</p> <p>なお、特別区の児童相談所は、来年度以降、順次設置されることから、その影響額に応じて、配分割合も順次変更していく必要があると考えている。</p> <p>都区財調制度は、特別区にとって、地方交付税に替わる財源保障制度である。法の要請に基づき児童相談所設置市となる特別区が、安定的に児童相談所の運営を行い、児童虐待事件などから児童を守るためには、都区の配分割合を変更した上で、財調算定し、財源保障を図ることが必須であると考えている。都側においても、東京全体の児童相談体制の強化のため、是非、前向きな検討をよろしく願います。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>前回幹事会において、区側提案の内容が「合理的かつ妥当な水準」となっているのかについて、今後、内容を良く確認させていただく必要があることから、基本的な考え方について伺った。</p> <p>提案いただいた内容については、引き続き、都区で議論していくこととなるが、本日回答いただいた区側提案の基本的な考え方について、まず伺う。</p> <p>1つ目の、態容補正についてであるが、施設型では、1施設の運営に要する経費を加算するものや、その運営経費を利用定員で割り、利用定員の規模により加算するものがあるが、具体的にどのような態容補正をイメージしているのか、伺う。</p> <p>2つ目の、年度途中開設についてであるが、区側からは、「年度途中に開設した場合に開設月数分の算定がされないことになると財調の財源保障制度としての役割が果たされず、区間の公平性の観点からも、問題がある」と考える旨の発言があった。</p> <p>荒川区が、来年7月から児童相談所設置市となる政令指定を受けたことについては、承知している。一方で、財調条例上では、毎年4月1日を基準として算定することが原則であり、年度途中に開設される他の区立施設については、開設翌年度からの算定となる中、児童相談所だけ特別な取扱いをすべきなのか、区側の考えを伺う。</p> <p>また、「区間の公平性の観点からも、問題がある」と考えるのであれば、特別交付金で算定することも考えられる。 (つづきあり)</p>	<p>まず、第1回幹事会における都側からの確認事項2点について、回答する。</p> <p>1点目として、児童相談所関連経費を態容補正とする理由と、具体的にどのような補正にすることを考えているかという点についてである。</p> <p>児童福祉法に基づく児童相談所関連事務は、都道府県や児童相談所設置市などの実施主体に関わらず、法的に国内すべての地域で実施が義務付けられており、普遍的な事務である。</p> <p>また、地方交付税上、都道府県の普通交付税の需要額に算定されているが、当該都道府県の区域内に、児童相談所設置市がある場合は、その需要額が当該都道府県から児童相談所設置市に普通態容補正により移されることになる。</p> <p>このことから、児童相談所関連経費は、地方交付税における取扱いからも、財調の基準財政需要額に算定すべき経費であると考えている。</p> <p>その上で、財調における態容補正の定義は、「各特別区の地理的条件の差異、法令等に基づく特定の事業の有無、その他の態容による行政の質量差等により、単位当たり経費が割高又は割安となるものについて、補正を行うもの」であり、児童相談所関連経費はこれに該当することから、その需要は態容補正で算定されるべきであると考え、提案している。</p> <p>次に、具体的な補正方法であるが、来年度以降、特別区の児童相談所が順次設置されていくことから、標準区としてかかる経費を設定した上で、当該区の外国人人口を含んだ18歳未満人口や人口等に応じて、需要額分を算定することにより、今後の児童相談所設置市となる特別区の増加に対応できるように設定している。 (つづきあり)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>次に、区側から提案内容の詳細が示されたことを受けて、都側として確認すべき点について、論点メモとしてまとめた。次回以降、議論していければと考えている。 最後に、区側からは、配分割合についての発言があった。区が児童相談所設置市として政令指定を受けた場合、児童相談業務や児童相談所設置市事務を行うことは承知している。それに基づき、3区の基準財政需要額の提案があり、現在、協議を行っているところである。 配分割合の協議に入る前提として、その経費が基準財政需要額として算定されていることが必要であるため、まずは、需要額算定について議論すべきと考えている。 (第2回幹事会)</p>	<p>2点目として、年度途中に開設した場合に開設月数分の算定を行うこととする区側の考え方についてである。 区側としては、年度途中に開設した場合に開設月数分の算定がされないことになると、財調の財源保障制度としての役割が果たされず、区間の公平性の観点からも、問題があると考えている。 児童相談所の移管に関する都区の協議のなかにおいても、丁寧なケース引継ぎを行うためには、繁忙期や都の人事異動がある年度末を避けたほうが良いのではないかという議論もあり、それを踏まえた上で、各区が政策的な判断の下、開設時期を決めているという点も考慮すれば、財調算定において不公平な扱いをすべきではないと考えている。 以上が、前回幹事会における確認事項にかかる区側の考え方である。 次に、都区間の財源配分についてである。 児童相談所関連経費の財源保障については、各区の予算編成に大きな影響を及ぼすことから、早期に配分割合の変更について方向性を確認したいと考えている。 前回幹事会でも申し上げたが、区側としては、特別区の児童相談所の設置は、平成11年度第4回都区協議会で都区が合意した都区制度改革実施大綱における「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」に該当し、配分割合の変更をすべきと考えている。 都側の見解を伺う。 (第2回幹事会)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>ただいまの区側発言の趣旨については、承った。 次回、区側からの回答を受けた上で、議論していきたいと考える。 (第2回幹事会)</p>	<p>区側提案の基本的な考え方にかかる確認事項2点と論点メモについては、次回幹事会で回答する。 次に、都区間の財源配分の見直しに関する事項について、都側より、配分割合の協議に入る前提として、「基準財政需要額として算定されていることが必要であるため、まずは、需要額の算定について議論すべき」との発言があった。 この発言は、基準財政需要額に算定しないことも有るのかのような発言と受け取れるため、一言申し上げる。 特別区が児童相談所設置市になることによって、法律上、都から区に事務が移譲されることになるため、地方交付税上の取扱いからも、財調の基準財政需要額に算定することは当然であると考えている。 需要額の算定内容の詳細については、次回幹事会で回答し議論をしていくが、都区間の財源配分に関する事項は、需要額の算定が前提である以上、需要額の算定内容を詰める作業と並行して、議論ができるものと考えている。 早急に、都区間の財源配分に関する事項の見解を示されたい。 (第2回幹事会)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>ただいま区側から、前回伺った確認事項と論点メモについての回答をいただいた。 まず論点メモで回答いただいた内容について、再度確認をさせていただく。 一つ目は、都からは、固定費・比例費割合の設定根拠を伺ったが、回答いただけていない点について、改めて回答を求める。また、回答をいただいた中でも、「団体の規模によって経費が増減するものと見込み比例費とした」や、「当該経費は、経費の性質として、測定単位である18歳未満人口（外国人人口を含む）に比例する経費と考えている。」との回答であり、都としては、明確な設定根拠はないものと認識している。 区側論点メモの中には、「今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、区の児童相談所運営の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべきと考えている」としている項目も見られるが、固定費・比例費割合についても、今後検証を行うと考えてよいか。 (つづきあり)</p>	<p>まず、第2回幹事会における都側からの確認事項2点について、回答する。 1点目として、具体的にどのような態容補正をイメージしているかについてである。 態容補正には、例示で上げていただいたような1施設の運営に要する経費を加算するものや、運営経費を利用定員の規模により加算するものなどがある。今回の児童相談所関連経費は、その経費の性質として、区の規模に比例して経費が増減するものと、その経費が区の規模に比例することなく固定的なものの、両方が含まれることから、今回提出している区側論点メモ記載のと通りの算定を提案している。 2点目として、「財調条例上では、毎年4月1日を基準として算定することが原則であり、年度途中に開設される他の区立施設については、開設翌年度からの算定となる中、児童相談所だけ特別な取扱いをすべきなのか」についてである。 財調条例上、算定期日が毎年4月1日としていることは承知しているが、地方交付税における算定期日としては、測定単位を定点で確認するためのものと認識している。 一方で、単位費用に係るような需要の増減は、今年度の消費税の増税のように、年度途中に生じる需要の増減事由が、事前に確認できていれば、その需要を織り込むという制度運用がされている。 (つづきあり)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 （つづき）</p>	<p>二つ目に、投資的経費に係る施設規模設定について、区側からは、「今回の区側提案の延床面積を算出するに当たっての基礎データからは子ども家庭支援センター分の面積は含んでおらず、児童相談所・一時保護所として必要な面積のみとなっているため、子ども家庭支援センターの現行算定面積である500㎡分を除く必要はないと考えている。」との回答をいただいた。</p> <p>しかし、今回の区側提案では、15歳未満人口が23区中2番目に多い江戸川区でも、500㎡の半分にも満たない面積を除いているに過ぎず、現行の標準算定500㎡が果たして妥当かどうかについて検証が必要と考えるが、区側の見解を伺う。 （第3回幹事会）</p>	<p>この考え方に則ると、今回の児童相談所関連経費は、年度途中に開設した場合であっても、測定単位を変動させるものではないことから、当初算定において、当該区に開設月数分の需要を算定することは、可能であると考えている。</p> <p>また、特別区が児童相談所を設置することは、法の要請に基づくものであり、都側も第2回の協議会において、「子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点で最も重要である」ことを発言している。国や都も最重要課題として認識している児童相談所の運営が、安定的に行われるためには、普通交付金において、算定していくべきと考える。</p> <p>次に、前回都側から提示があった確認事項について、区側の考え方を論点メモとしてまとめているので、確認いただきたい。</p> <p>最後に、都区間の財源配分についてである。前回幹事会でも述べたとおり、需要額の算定内容の詳細については、その内容を詰める作業を行っているが、都区間の財源配分に関する事項は、需要額の算定が当然であることから、議論ができるものと考えている。</p> <p>今回、都区間の財源配分の見直しに対する都側の見解を示されたい。 （第3回幹事会）</p>	



1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>ただいまの区側発言のうち、年度途中開設についてであるが、4月1日時点で、児童相談所設置市となる政令指定を受けていない場合、区としてどのような対応を考えているのか、伺う。 (第3回幹事会)</p>	<p>まず、都側からの確認事項2点について、回答する。 都側の確認の主旨は、1つ目の固定費・比例費の割合に関して、今後検証を行うのかということ、2つ目の子ども家庭支援センターを例に、児童相談所関連経費を算定するにあたっては、既存の算定において今後整理すべき項目が生じるのではないかとということと捉えている。 区側からも第1回幹事会で述べたとおり、今回の区側提案は、区側における児童相談所運営の実態がなく、主に都の実績や国基準等を基に提案内容を設定していたため、現時点においては、区側提案は最も合理的かつ妥当な水準であると考えているが、今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、特別区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべきと考えている。 なお、今回の2点、固定費・比例費の割合であれば、回帰分析による検証を要すること、また、子ども家庭支援センターの現行算定の面積であれば、児童相談所設置後の子ども家庭支援センターのあるべき水準としての面積を検証する必要があることから、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能となるので、適正なタイミングを見極めながら見直しを行っていくべきと考えている。 次に、年度途中開設の算定について、普通交付金による算定が可能であるという区側の考え方を述べた。 特別区が児童相談所設置市となるためには、当該区を児童相談所設置市と指定する政令の公布を受ける必要があり、指定を受けた場合、児童相談所の開設時期も政令により認められるものである。 (つづきあり)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>年度当初の数値確認時点で政令指定を受けていない場合、区側は、原則再調整において算定を行うべきと考えているとのことだが、再調整については、財調条例第8条第2項及び都区間で合意した1%ルールに基づき行うものであり、交付金総額は、東京都の当該年度最終補正予算編成に基づき額を確定することから、現時点で、再調整での算定を約束できるものではないと考える。 (第3回幹事会)</p>	<p>そのため、年度途中開設であっても、開設時期が当該政令により担保されていることから、開設月数分の算定を行うことは可能であり、かつ、必ず算定すべきものと考えているので、その点も踏まえ、改めて都側の見解を伺う。最後に、前回幹事会で伺った都区間の財源配分の見直しに関する事項について、都側の回答をいただいている。今回の幹事会は第3回である。協議がすでに終盤に入っているため、今回の幹事会において、明確な見解を示されたい。 (第3回幹事会)</p> <p>4月1日の時点で、政令が公布されておらず、正式な開設時期が確定していない場合の算定としては、原則再調整において、政令の公布状況を確認した上で算定を行うべきと考えている。 (第3回幹事会)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>年度途中開設における児童相談所関連経費の算定についての区側の考え方については、承知した。                      それでは、本件についての都側の見解を申し上げる。                      区立の児童相談所は、現時点においては開設実態がないため、都の児童相談所を参考に標準区経費の設定を行っていることなどから、標準区経費として「合理的かつ妥当な水準」なのかを判断する必要があり、この間、様々な点について確認をさせていただいた。                      その中で、区側からは、「今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、特別区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべき」との見解が示された。                      都としても、今回の区側提案は、規模の異なる都児相の実績や、予算・決算を用いた標準区経費の設定となっており、具体的には、施設の規模や管轄区域の規模が異なることはもとより、都児相の職員配置は、人口4万人に1人の児童福祉司の配置ができていない状況の中で、区児相の標準区モデルでは人口3万人に1人の設定とされていること、また、都の一時保護所では、常に定員が満たされている状況である一方、区の一時的保護所は、定員に余裕を持った設定となっており、都児相と状況が異なるにもかかわらず、都の実績等を用いているため、恒常的な標準区の設定にできる状況にはないと考えている。                      (つづきあり)</p>	<p>区側としては、原則、再調整において、算定すべきと考えている。                      ただし、仮に再調整による算定ができない状況であれば、開設翌年度に、前年度の開設月数分を追加した算定をするなどの対応が必要と考える。                      (第3回幹事会)</p>	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>また、措置費等については、都の実績をもとに標準区を設定しているが、都全体の経費を区部と市町村部の児童人口の比率により按分を行っているなど、やはり区の実態として正しいものなのか、現時点では判断できないものと考ええる。</p> <p>さらに、現在各区では、子ども家庭支援センターを運営しており、財調上も子ども家庭支援センターに係る経費が算定されている。今回、区児相の施設規模の設定においては、子ども家庭支援センターの面積を除外しているとのことだが、各区の設計上の面積と現在の標準区面積とでは乖離があるため、現行算定部分も含めて適切な水準なのかについても、改めて確認する必要があると考えている。</p> <p>区側の発言にも、「子ども家庭支援センターの現行算定の面積であれば、児童相談所設置後の子ども家庭支援センターのあるべき水準としての面積を検証する必要があることから、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能」とあることから、区側にも都の課題認識について理解いただいたものと考ええる。</p> <p>これを裏返せば、児童相談所の経費についても、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能ということが明らかであり、区側も認識している現れである。</p> <p>(つづきあり)</p>		

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>このように、課題はあるものの、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点が最も重要であるという都区双方の共通認識を踏まえれば、都としても、児童相談所関連経費については需要算定する方向で考えているところではあるが、今後、区立児童相談所の決算が出た時点、区立児童相談所の数が増えた時点で、見直しを行うことが前提と考えている。</p> <p>また、年度途中に開設する児童相談所についても、児童相談所設置市となる時期を明示する政令指定を受けていることを前提に、区側提案のとおり月数で算定することとしたいと考えている。さらに、再調整が行われる際には、政令指定の確認を前提に、当初算定時に算定できなかった児童相談所について算定することとしたいと考える。</p> <p>なお、需要算定にあたっては、都単独補助事業について区と都の所管部署で最終的な調整をしている内容等を踏まえた修正を行った上で、整理すべきものと考えている。</p> <p>最後に、配分割合についてであるが、これまでも述べてきたが、その算定すべき需要額が区立児童相談所の実態を踏まえたあるべき需要であるのか、合理的かつ妥当な水準となっているのかは、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能であることから判断がつかないものである。今後、開設を予定する22区の半数である11区の児童相談所の決算が出た時点で改めて協議すべきものと考えている。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	<p>ただいまの都側の考え方については、区側として到底承服できるような内容ではない。このままでは、次回の幹事会においてまとめることができないと考えているので、誠意ある回答をお願いします。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	

2 特別区相互間の財政調整に関する事項  
基準財政需要額の調整項目

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	議会運営費（健康診断経費）	区側調査によると23区中18区で区議会議員の健康診断を実施しているとのことだが、他の自治体の実施状況について伺う。 （第2回幹事会）	区議会議員の健康診断に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は、類似した事業である職員健康管理費の職員健康管理委託料と同額の単価とし、標準区議員数を乗じて設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		区側調査によると都内26市のうち9市の実施状況が不明であることから標準区経費として算定する妥当性を判断することができない。 （第4回幹事会）	他の自治体の実施状況であるが、都では都議会議員に係る健康診断を実施している。さらに、都内26市では、少なくとも12市で実施している。特別区として、本事業は、議会運営や議員活動を補完する事業であり、円滑な区政の運営と発展のため必要なものであると考える。 （第3回幹事会）	
			特別区では23区中18区で実施している実態を踏まえれば、標準的な経費として算定されるべき事業であると考え。また、他の自治体の状況をもって、判断されるものではないと考える。しかしながら、今回の協議では合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	
2	区立施設定期点検調査費（防火設備点検）	標準区経費の設定にあたっては、各区の平米単価の平均を用いているが、ばらつきがあることから単価設定の方法を精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	区立施設定期点検調査費について、平成28年6月1日施行の「建築基準法」一部改正により義務化された防火設備定期点検に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や性質等を踏まえ、一部固定での算定とする。標準区経費は、各区の経費実績と実施面積から算出した各区の平米単価の平均に各区の標準施設面積を乗じて得られた区別算定額と測定単位の回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	防火設備点検について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえ単価を再設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側の修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、特別区全体の経費実績合計を実施面積合計で除して得られる1平米当たりの点検単価により標準区経費を再設定した。また、複数の事業者の点検経費と比較しても、妥当な単価設定と考えている。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
3	外国人生活支援等事業費（通訳タブレット運用経費）	<p>各区の通訳タブレット配置規模にばらつきがあるため、どのような窓口で何台配置するのか、標準的な配置モデルを設定し、経費設定すべきと考える。 （第2回幹事会）</p> <p>区側修正案は、都側の意見を踏まえ通訳タブレットの標準的な配置モデルを設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側の修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>外国人人口の増加に伴い、窓口業務で活用される通訳タブレットに係る経費について、新規に算定する。なお、回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>都側の意見を踏まえ、内容等を再度精査した。出張所等への配置は偏在が認められることから、当該台数及び経費を除外し、本庁舎における戸籍住民、課税、国保・年金などの手続きに係る区民関係窓口及び福祉関係窓口配置されているものに整理した。標準的な配置モデルとして、区民関係窓口及び福祉関係窓口合計5台を配置するモデルを設定し、標準区経費を再設定した。 （第3回幹事会）</p>	通訳タブレット運用経費について、新規に算定する。
4	指定管理者選定等経費	<p>外部有識者や外部委員の活用と直接関連のない委託料が増加するのはどのような理由か。また、報償費については、当該経費を算定した平成29年度以来、物騰率を乗じていることから社会一般の情勢に適應した水準が反映されているものとする。 （第2回幹事会）</p> <p>区側調査によると指定管理者数は減少していることから選定等委員会とそれに付随する委託活用も実施回数として減少すると考えられる。そのため、報償費、委託料に係る算定を充実すべき理由が明らかではない。 （第4回幹事会）</p>	<p>指定管理者の選定及び評価に係る経費について、特別区において外部有識者や外部委員の活用が増加している実態を踏まえ、報償費、委託料に係る算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>委託料については、選定等に係る、外部の財務分析等の導入実施区が増えたことに伴う増である。また、報償費については、選定等委員会に外部有識者等を活用する区が増加したことによるものであり、実態を踏まえ設定したものである。 （第3回幹事会）</p> <p>指定管理者の選定等に係る財務分析等の導入実施区の増や有識者等の活用の増を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考え方に変わりはないが、今回の協議では合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）</p>	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
5	安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業）	<p>予算を用いて標準区経費を設定しており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。また、当該経費は都補助事業に基づくものであるため、補助上限に基づき設定すべきと考える。</p> <p>なお、購入単価については23区全体の経費合計を購入台数合計で割ることで得られる購入単価を用いるのが妥当と考える。（第2回幹事会）</p> <p>区側修正案は、都側の意見を踏まえ補助上限に基づき標準区経費を再設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。（第4回幹事会）</p>	<p>高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止対策として実施している自動通話録音機の貸与に係る経費が増加している実態を踏まえ、算定を充実する。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。（第1回幹事会）</p> <p>予算を用いて設定した標準区経費について、その水準が妥当ではないとのことであるが、都が公表している都内の特殊詐欺の被害状況によると、平成28年以降、被害件数及び被害額が増加していること、また、特別区における高齢者数の推移を踏まえ、予算から設定した標準区経費は、適正な水準であると考え。しかしながら、現時点では当初に提示した内容では、合意することが困難であることから、都側の意見を踏まえ、決算を用いて、補助上限に基づき標準区経費を再設定した。なお、購入単価については特別区全体の経費合計を購入台数合計で除して設定した。（第3回幹事会）</p>	自動通話録音機貸与事業について、算定内容（需用費、特定財源）を見直す。
6	特別職職員費	<p>標準区経費として副区長を2名に見直すのはどのような状況変化によるものなのか理由を伺う。また、他の自治体の状況について伺う。（第2回幹事会）</p> <p>特別区や近隣市の選任実態から標準区経費としての普遍性が認められることから、区案に沿って整理する。（第4回幹事会）</p>	<p>特別職（副区長）に係る経費について、現行算定では副区長1名を算定しているが、特別区における選任実態に基づき、副区長を2名に見直し、算定を充実する。（第1回幹事会）</p> <p>特別職（副区長）は、特別区における行政の複雑化・高度化に対応すべく選任されており、普遍的経費と考える。なお、近隣の一般市（一都三県の人口20万人以上）では15市のうち11市が副市長2名体制である。（第3回幹事会）</p>	特別職職員費について、算定内容（経費全体）を見直す。



基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
7	区立施設定期点検調査費	平成26年度財調協議において「今後も投資的経費に係る標準施設の見直しを行った際には、その結果を本項目の算定に適切に反映していく」と整理しており、標準区経費は現行単価を変えずに面積増加分を反映していることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	区立施設定期点検調査費は標準施設面積に基づき標準経費が設定されているが、平成29年度財調協議の標準施設面積の見直しに伴う面積増加分が反映されていないことから、現行の標準施設面積に基づき当該経費を充実する。 (第1回幹事会)	区立施設定期点検調査費について、算定内容（経費全体）を見直す。
8	新地方公会計制度運用経費	標準区経費について、各区の委託料にばらつきがあるため精査する必要があると考える。 (第2回幹事会)	「統一的な基準」に基づく財務書類を作成するために必要な財務書類作成支援に係る経費について、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	新地方公会計制度運用経費について、算定内容（経費全体）を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえ各区の委託料を精査したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
9	区長及び区議会議員選挙公営費	関連経費も併せて見直す理由について伺う。また、ポスター掲示場設置経費は、平成26年度財調協議で整理した設定方法に基づき、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が示す金額を使用して標準区経費を再設定する必要があると考える。 (第2回幹事会)	平成31年3月1日施行の「公職選挙法」一部改正に基づく区議会議員選挙運動用ビラの作成に係る経費について、新規に算定するとともに、ポスター掲示場設置経費などについて、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	区長及び区議会議員選挙公営費について、算定内容（需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえポスター掲示場設置経費を再設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	平成28年4月8日施行の「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」に基づき、自動車の使用、ビラの作成及びポスター作成の公費負担額の引き上げが行われていることを踏まえ、特別区の実態に合わせ、関連経費も見直すべきと考える。 ポスター掲示場設置経費について、都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
10	【投資】地域交流施設（区民センター・地域センター）	<p>平成25年度財調協議では、500席以上の常設座席が設置されたホールを有する施設であることを基準に区民センターの標準規模を設定し、500席未満の常設座席が設置されたホールを有する施設、または、多目的ホールを有する施設であることを基準に地域センターの標準規模を設定したが、今回、その基準を変えるのは具体的にどのような理由に基づくのか区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）</p> <p>区民センターについては、平成25年度財調協議において抽出した40施設に大幅な変容が認められないことから見直す必要はないと考える。一方、地域センターについては、どのような変容があるのか、具体的にその状況を伺う。 （第4回幹事会）</p> <p>平成25年度財調協議では、500席未満のホール、または、多目的ホールを有する施設を地域センターとして整理している。区側発言によれば、地域センターの改修により500席未満のホールや多目的ホールがなくなり、会議室や集会室等に変わっているとのことである。また、それでもなお、目的や役割において地域の交流施設であり続けるという実態があるとのことである。 このような区の実態を踏まえれば、地域センターの定義を整理することについては、一定程度、理解できる。 そこで、地域センターについては、現行の施設規模を踏まえ、地域交流を目的とする設置条例がある施設のうち施設面積1,500㎡以上を算定対象として整理することを提案する。また、一部固定による算定とする区案には一定の合理性が認められることから、固定3施設、比例1施設として標準区経費を設定する。 （第4回幹事会）</p>	<p>現在、地域交流施設（区民センター・地域センター）については、ホールの有無や固定席数により、算定対象施設が定義づけられている。しかしながら、施設の付帯機能は、改築等により変容することから、普遍性があるものではなく、それにより定義することは、区の実態に即していない。そこで、現行の定義を、設置条例の有無や施設面積による定義に見直すとともに、標準規模を見直し、算定を改善する。なお、箇所数、施設面積の回帰分析結果や施設の性質等を踏まえ、区民センターは全固定、地域センターは一部固定での算定とする。 （第1回幹事会）</p> <p>平成25年度財調協議では、区民の交流等を目的とする施設として、区民センター及び地域センターについては、施設の付帯機能の有無により一定の整理をしている。しかしながら、改築等によりホール等の付帯機能に変容があると、定義されていた施設の位置づけが変わることになる。こうした実態を踏まえ、定義の見直しが必要と考える。 （第3回幹事会）</p> <p>繰り返しになるが、平成25年度財調協議では、区民の交流等を目的とする施設について、施設の付帯機能の有無により一定の整理をしている。そのため、改修等により、ホール等が無くなると算定対象外施設となる。 しかしながら、当該目的の施設は改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わるなど、施設の状況に変化があるが、当該施設の目的や役割に変更はなく、地域の交流施設であり続けるという実態がある。こうした実態を踏まえ、より実態に即した算定方法に見直すべきと考える。 （第4回幹事会）</p>	<p>地域センターについて、算定内容（標準規模）を見直す。 なお、区民センターについては、協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【投資】地域交流施設（区民センター・地域センター） （つづき）</p>	<p>平成25年度財調協議の整理を踏まえれば施設面積1,500㎡未満の施設は自主財源事業として扱うことが妥当であり、財調の枠外であることから特別交付金の算定対象にはあたらないと考える。 （第4回幹事会）</p>	<p>区としては、区民の交流等を目的とする施設について、全施設を算定対象とするのが妥当と考えるが、都側の意見についても一定の理解ができる。そこで、施設面積1,500㎡以上の施設を地域センターとして整理する都案は妥当と考えるが、施設面積1,500㎡未満の施設は標準算定外の施設として整理され、特別交付金の算定対象と考える。 （第4回幹事会）</p>	
		<p>区側は、自主財源事業とはあくまで標準算定されない事業であり、特別交付金の対象と理解されているようであるが、財調においては、85%の基準税率から除かれた15%分とその他諸費のその他行政費で算定している特別区民税等の10%分を合わせた25%分の自主財源を確保している。自主財源事業とは、この自主財源を充てるべき事業であり、財調算定の対象外の事業と整理されているものである。しかし、平成25年度財調協議の際に、この「自主財源事業」のとらえ方に都区で相違があるとのことであれば、改めて整理する必要があると考える。 地域交流施設は住民のコミュニティ形成に欠かせない普遍的な施設であるとの区側発言を踏まえると、財調における自主財源事業との位置付けを見直す必要も理解できるため、来年度以降については、区民センター及び地域センター以外の地域交流施設の位置付けを改め、地域交流を目的とする設置条例を有する施設面積1,500㎡未満の施設は、自主財源事業としては位置づけないこととする。 なお、特別交付金は、特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではないことは、改めて伝えさせていただく。 （第4回幹事会）</p>	<p>自主財源事業とは、あくまで標準算定されない事業である。そのため、施設面積1,500㎡未満の施設は特別交付金の算定対象と考える。 地域交流施設は住民のコミュニティ形成に不可欠な施設であり、各区の実情に沿って規模の大小を問わず多様な形態により運営されている施設であることから、施設面積1,500㎡未満の施設について、特別交付金で算定されるものと整理すべきである。 （第4回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
11	避難行動要支援者名簿作成等経費	<p>都としても、「災害対策基本法」により、区が避難行動要支援者を把握し、名簿を作成の上、避難支援等関係者へ提供することが義務付けられていることは承知している。</p> <p>また、今回の区側提案は、「地域福祉推進包括補助事業費」等で算定されている個別計画策定に伴う経費は含まれていないことから、既算定事業との重複もないものと考えられる。</p> <p>ただし、区側提案における標準区の対象経費については、普遍的でない経費や事業の実施頻度の確認をすべき経費が含まれているため、精査が必要であると考え。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>「災害対策基本法」により義務化されている避難行動要支援者名簿の作成等に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>避難行動要支援者名簿作成等経費について、新規に算定する。</p>
		<p>区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、条例で個人情報の提供同意を不要と定めている区が現時点でも4区あり、近年の度重なる自然災害を受け、今後こうした条例制定の動きが他区に広まることも想定される。そうした場合には、当該事業についても見直す必要があることから、引き続き各区の動向には注視していく必要があると考えている。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>都側の意見を踏まえ、普遍性の観点等から数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	
12	介護人材確保等対策事業費	<p>区側提案は、都の「区市町村介護人材緊急確保対策事業費補助金」の対象となるため、都補助金額をもとに積算されている点については、合理的と考える。</p> <p>ただし、区側提案は、予算を用いて標準区経費を設定しており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>介護事業所職員に対する研修受講料の助成やキャリアアップ研修の実施に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は各区の取組が拡大傾向にあることから、予算の回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>介護人材確保等対策事業費について、新規に算定する。</p> <p>なお、都の補助事業が存続する間の算定とする。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>介護人材確保等対策事業費 (つづき)</p>	<p>区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 ただし、現行の都補助制度は、国の第7期介護保険事業計画の計画期間に合わせて、令和2年度までの実施期間とされている。当該事業についても、国の計画や都内の介護人材を取り巻く状況等を考慮し実施される都補助事業の状況を踏まえる必要があることから、令和3年度以降の算定については、都の補助事業が存続する間の算定とすべきと考えるが、区側の見解を伺う。 (第4回幹事会)</p>	<p>本事業について、各区の取組が拡大傾向にあることを踏まえると、予算数値を用いて標準区経費を設定すべきという考えに変わりはない。 しかしながら、本事業が平成30年度財調協議においても都区の見解が一致せず協議不調となっていることを踏まえると、経費の設定方法に係る認識に相違があるとしても、基準財政需要額に整理することを優先すべきと考える。このため、都側の意見を踏まえ、平成30年度決算をもとに、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)</p>	
			<p>都補助事業の創設前から各区が事業を実施していたことに鑑みると、都事業の終了と併せて算定を廃止することは妥当ではないと考える。 しかしながら、介護人材の確保といった事業目的に照らせば、その達成状況に応じて各区の取組にも変化が生じることが想定される。このため、都事業の終了を契機として、その段階において改めて算定の要否を検討することはやむを得ないと考える。 (第4回幹事会)</p>	
13	<p>保育サービス推進事業費</p>	<p>本事業は、今年度、都の「子供家庭支援包括補助事業」から個別補助事業に移行したものであり、移行後も補助内容には変更がない。区側提案は、都の包括補助事業の対象であった当時の平成30年度実績をもとに標準区経費を積算していることから、妥当と考えられる。 ただし、区側提案は、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰの反映を前提とした経費の積算になっていないため、改めて精査が必要であると考え。 (第2回幹事会)</p>	<p>地域型保育事業における障害児保育や夜間保育等の取組に対し補助を行う経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は平成30年度の補助実績をもとに設定する。 (第1回幹事会)</p>	<p>保育サービス推進事業費について、新規に算定する。</p>
		<p>区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)</p>	<p>密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
14	保育力強化事業費	<p>本事業は、今年度、都の「子供家庭支援包括補助事業」から個別補助事業に移行したものであり、移行後も補助内容には変更がない。区側提案は、都の包括補助事業の対象であった当時の平成30年度実績をもとに標準区経費を積算していることから、妥当と考えられる。</p> <p>ただし、区側提案は、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰの反映を前提とした経費の積算になっていないため、改めて精査が必要であると考えている。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>定期利用保育事業などにおける障害児保育や外国人児童の受入れ等の取組に対し補助を行う経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は平成30年度の補助実績をもとに設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>保育力強化事業費について、新規に算定する。</p>
		<p>区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、当該事業については、以前は「子供家庭支援包括補助事業費」において標準算定されていた事業ではあるものの、平成30年度時点での実施区が11区に限られることから、あるべき需要として妥当なのか、今後も各区の状況を踏まえ検証する必要があると考えている。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	
15	国民健康保険事業助成費（国保情報集約システム管理委託料、保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務手数料）	<p>区側提案は、いずれも都内全ての区市町村で生じる経費であり、総務省通知や福祉保健局の見解を踏まえると、事務費に当たる経費と考えられることから、他の経費と同様に算定することが妥当である。また、単価の設定についても、東京都国民健康保険団体連合会が各保険者に示す単価で設定されていることから、区案に沿って整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>国民健康保険事業助成費について、都内区市町村間の異動・給付状況を管理する国保情報集約システム及び保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務に係る経費を、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、国保情報集約システム管理委託料は全比例、保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務手数料は全固定での算定とし、標準区経費は令和元年度の決算見込額により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>国保情報集約システム管理委託料及び保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務手数料について、新規に算定する。</p>
16	【経常・投資・態容補正】児童相談所関連経費 ※一部衛生費含む	<p>「1都区間の財源配分に関する事項の1児童相談所関連経費」記載のとおり。</p>	<p>「1都区間の財源配分に関する事項の1児童相談所関連経費」記載のとおり。</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
17	子ども医療費助成事業費	<p>都は、これまでの財調協議の中でもお示ししているとおり、都の補助基準は、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えます。</p> <p>また、子ども医療費助成事業に係る所得制限等の撤廃については、各区が財政状況等を勘案の上、それぞれの独自の政策判断により実施していることから、標準的な需要ではないと考えています。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>特別区においては、小学校就学前までの乳幼児を対象とする乳幼児医療費助成事業、中学校卒業前までの児童・生徒を対象とする義務教育就学児医療費助成事業のいずれも、全区で所得制限や自己負担金を設けずに、医療費の助成を行っている。</p> <p>一方、財調の算定は、都の市町村部に対する補助事業の水準に準拠しており、児童手当に準じた所得制限や、義務教育就学児における一部自己負担金の設定など、特別区の実態に即しておらず、算定額と各区の決算額に100億円を超える大幅な乖離が生じている。</p> <p>所得制限や自己負担金の撤廃については、これまでも、平成28年度財調協議をはじめ、都区で議論を重ねてきた。しかしながら、都側から、所得制限の撤廃等について、「各区が財政状況等を勘案の上、それぞれの独自の政策判断により実施していることから、標準的な需要ではない」などといった見解が示され、協議不調が続き、継続検討課題に位置付けてきたところである。</p> <p>今回の見直しは、子ども医療費助成事業を取り巻く状況の変化や、財調算定と各区の実態の乖離が看過できない状況にあることなどを踏まえ、あらためて所得制限等の撤廃について提案するものである。</p> <p>厚生労働省が8月に公表した「平成30年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」によると、全国の8割超の自治体で所得制限なしに医療費の助成が行われている。自己負担金についても、6割超の自治体で設定されておらず、特別区の取組が全国的にも逸脱した内容ではないことは明らかである。</p> <p>また、国が「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」での議論等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度に乳幼児を対象とする医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を廃止しており、今後、各自治体の取組は一層拡充されていくものと考えている。</p> <p>こうした状況の変化はもとより、財調が特別区に対する財源保障制度であることに鑑みれば、当然に所得制限等を撤廃し、本事業の算定を特別区の実態を踏まえたものへと改めるべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>子ども医療費助成事業費 （つづき）</p>	<p>各自治体において、それぞれ独自の政策判断により、国や都の基準を上回る事業を実施していること自体、否定されるものではない。しかし、財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。 当該事業について言えば、地方交付税では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」と考えている。 （第2回幹事会）</p>	<p>第1回幹事会において、都側から、「都の補助基準は、都全域における『合理的かつ妥当な水準』である」といった発言があった。また、「所得制限等の撤廃については、各区が財政状況等を勘案の上、それぞれの独自の政策判断により実施していることから、標準的な需要ではない」といった発言もあった。これらの発言について、都側の見解を伺う。 まず、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」とあるといった見解についてである。 市部においても、乳幼児医療費助成事業について所得制限が撤廃されている中で、所得制限のある都補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」と判断する理由について回答いただきたい。 次に、所得制限の撤廃が独自の政策判断であるという見解についてである。 第1回幹事会においても申し上げたが、全国の8割を超える自治体が所得制限を設けずに医療費の助成を行っている。こうした中で、区が実施する医療費助成事業が、独自の政策判断であり、標準的な需要ではないといった見解は、何をもってそのように判断されているのか、その理由について伺う。 （第2回幹事会）</p>	<p>まとめの方向</p>



基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	子ども医療費助成事業費（つづき）	<p>区部や市部の実態については、都としても把握しているが、「あるべき需要」には、「普遍性」だけでなく、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。</p> <p>そのため、当該事業について言えば、地方交付税では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると、これまでも申し上げているところである。</p> <p>各自自治体において、それぞれ独自の政策判断により、国や都の基準を上回る事業を実施していること自体、否定されるものではないが、そのことと財調算定すべきかは分けて考えるべきであり、仮に区側提案にあるような所得制限等のない区の実態に基づいた財調算定とした場合、第1回幹事会でも申し上げたとおり、財調制度そのものに対して国や他の自治体から厳しい目が向けられることは明らかである。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>第2回幹事会において、区側から、区部や市部の実態と異なる都の補助基準が、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると判断する理由について伺った。</p> <p>これに対して、都側から「都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が『合理的かつ妥当な水準』であると考えている。」との発言があった。</p> <p>都側の発言は、都補助制度が都全域における妥当な水準であるため、財調で算定すべき合理的かつ妥当な水準についても、都補助制度に沿うべきであるといった趣旨だと理解している。</p> <p>区側が確認しているのは、区部や市部の実態と異なる都補助制度が、都全域における妥当な水準であるという判断の根拠についてである。この点について、改めて回答いただきたい。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	
18	ひとり親家庭休養ホーム事業費	<p>実施区数が減少傾向にあることから、廃止することが妥当なものと考えられるため、区案に沿って整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>日帰りレジャー施設等の利用料助成を行う、ひとり親家庭休養ホーム事業費について、実施区数が9区で減少傾向にあること、また、実施区における対象者の要件や助成回数など、事業内容にばらつきがあることから、算定を廃止する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	ひとり親家庭休養ホーム事業費について、算定を廃止する。
19	健康診査（眼科検診）	<p>本事業は、「健康増進法」第19条の2及び健康増進法施行規則第4条の2第4号に基づく健康診査において、医師の指示により行う眼底検査とは異なり、区が独自で実施する事業であると考え。このため、区側調査結果においても検診対象年齢の設定や検査方法について区ごとの違いが見受けられる。</p> <p>法令等に基づく基準がなく、特別区の事業実施状況にも違いがある中での標準区経費の設定は困難と考えるが、本提案において算定対象を「55歳への検診」としている点についての区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>緑内障や糖尿病網膜症の早期発見・早期治療を目的とした健康診査（眼科検診）について、算定対象を「55歳への検診」として整理し、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、検診単価は診療報酬点数をもとに設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	健康診査（眼科検診） （つづき）	<p>本提案におけるモデル検診は、実施区の最も多い55歳という年齢を対象とし、検査方法も採用区の多い方法により設定されている。しかしながら、区民の健康を守るという検診の趣旨を考えれば、実施状況の多寡ではなく、例えば国ががん検診に関して示している「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、がんの種類ごとに対象者、実施回数、健診方法を定めているように、対象疾病の予防・早期発見の観点から適切な対象者や検査方法を設定し、その実施に必要な需要を標準区とすべきと考える。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>算定対象を「55歳への検診」と設定したのは、区の実施状況を踏まえてモデル設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であると考え。</p> <p>なお、他事業においても、法令や指針にとらわれず、実施状況に基づき標準区のモデルを設定し、算定を行っているところであるが、本件においては、どのような点が他事業と異なるため算定が困難と考えているのか、都側の見解を伺う。</p> <p>（第3回幹事会）</p> <p>特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
20	風しん抗体検査事業費・風しん追加的対策事業費	<p>本年度から令和3年度までの3か年で行われる風しんの追加的対策について、区側提案は令和2年度の事業規模に基づき標準区を設定している。しかし、国は令和2年度以降の対象について、「事業の進捗等を鑑みて、追って示す」として現時点では方針を示していない。従って、現時点で令和2年度以降の需要を精確に見込むことは困難である。</p> <p>一方、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象として、令和3年度末までに抗体保有率を現在の79.6%から90%に引き上げるといふ全体目標は既に国から示されていることから、3か年の抗体検査と予防接種の実施に要する事業量全体から単年度の需要を算出し、それを標準区経費として設定することが妥当と考える。あわせて、抗体検査等の単価についても、国の実施手引きに定めのあるものは当該単価により設定することが適切である。</p> <p>また、既存の風しん抗体検査事業との重複は、都側としても可能な限り整理すべきと考える。しかし、今般の追加的対策が既存事業に与える影響は現時点では想定困難である。さらに、追加的対策の実施手引きでは「十分な量の風しんの抗体があることが判明している者であっても、希望者においては、今般の追加的対策の対象者として風しんの抗体検査を実施して差し支えない」と示されており、既存事業により十分な抗体を有していることが判明している者の利用を妨げていない。これらのことから、既存事業との整理は困難と考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)</p>	<p>昭和37年度から昭和53年度生まれの男性を対象とした風しん追加的対策に係る経費について、新規に算定する。併せて、風しん抗体検査事業について、追加的対策事業と重複する対象者の整理を行う。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、標準区経費は現時点の国による目標等により設定する。 (第1回幹事会)</p>	<p>風しん追加的対策事業費について、新規に算定する。</p> <p>風しん抗体検査事業費については、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>
		<p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。また、既存の風しん抗体検査事業については、追加的対策終了後の検討課題とすることに異論はない。一方、追加的対策期間中における両事業の対象者の重複は、区側意見や国の見解を踏まえ、整理は困難と判断する。 (第4回幹事会)</p>	<p>令和2年度以降の対象については、現時点で方針が示されていないため、国の目標等に基づき数値を設定する方法には様々な考え方があり、都側の主張も一定程度理解できるものである。そこで、都側の意見を踏まえ、経費の算出方法を見直し改めて標準区経費を設定した。</p> <p>また、追加的対策は臨時的な事業であり、既存の風しん抗体検査事業との重複については、完全に切り分けることが困難であると考え。一方、風しん抗体検査事業については、追加的対策事業終了後の状況を見極めた上で判断を行うことが望ましいと考える。 (第3回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
21	産後ケア事業費	<p>提案内容は今年度における特別区の予算上の事業量により標準区を設定しているが、予算を用いた標準区設定や実施区平均による標準区設定では妥当性に欠ける。</p> <p>本事業は、これまでも国の母子保健医療対策等総合支援事業として実施されており、国庫支出金が充当されているほか、東京都の「出産・子育て応援事業」等の補助金の対象ともなっていることから、これらの補助実績から標準区経費を設定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>退院直後の母子に対して心身のケアなどを行う産後ケア事業に係る経費について、新規に算定する。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	産後ケア事業費について、新規に算定する。
		<p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。また、次年度以降の都補助の状況や令和3年4月の改正「母子保健法」施行など影響が明らかとなった段階で、必要な見直し協議を行うことについて異論はない。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>補助実績に基づき標準区経費を設定することについて異論はないが、予算等の見込みであることのみを理由に妥当性を否定されるものではないと考える。</p> <p>しかしながら、今回は都側の意見を踏まえ、平成30年度の補助実績により改めて標準区経費を設定した。</p> <p>なお、都の補助事業である「出産・子育て応援事業」の今後の実施状況や令和元年11月に成立した改正「母子保健法」の努力義務規定の影響が明らかになった段階で改めて協議を行う必要があると考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	
22	予防接種費（日本脳炎Ⅱ期）	<p>区案は積極的勧奨の対象となった平成28年度以降3か年の状況を調査し、定期接種としてのあるべき需要に近い接種率を提示するものであり、妥当な内容と考えられることから、区案に沿って整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>予防接種費について、日本脳炎Ⅱ期の接種率等を見直し、算定を充実する。なお、接種率等は平成28年度から平成30年度実績の数値により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	予防接種費（日本脳炎Ⅱ期）について、算定内容（委託料）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
23	心身障害者（児） 歯科診療事業費	<p>区案は、平成28年度から平成30年度までの実績に基づき標準区経費を設定しているが、区ごとの決算額や開所時間数に大きな乖離が見受けられる。本事業については、平成28年度財調協議において「事業量の経年での変化や偏在性などにも着目して見直す時期を捉えるべき」という都側の考え方を示しているが、提案内容で確認する限り、新たに事業を開始した区があるものの、全体として決算額や開所日数、開所時間数についても大きな変化は見受けられず、最初に指摘した偏在性のほか、経年変化の双方からも現行算定が適切と考えるが、実績以外に本件事業を取り巻く環境に変化があるのか区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）</p> <p>本事業によって障害のある方に対する歯科診療環境整備に区が取り組んでいることは承知しており、区側意見にあった都の計画は本事業の趣旨にも合致したものと考える。しかしながら、半日単位で年99日間歯科診療施設を開所し、1,188人が受診する設定となっている現行算定に対して、実施区のうち半数程度は標準区と同規模かそれ以下の事業量となっている。また、平成28年度財調協議の際の提案内容と比較し、開所時間数や受診者数が減少する区もあり、傾向が一樣ではない。このため、現時点で標準区を見直すべき状況が生じているとは言い難いと考え。 （第4回幹事会）</p>	<p>心身障害者（児）歯科診療に係る経費について、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>状況の変化としては、都が「東京都歯科推進計画」（平成30年3月）を策定したことが挙げられる。本計画において、地域の実情を踏まえて取り組む方針を掲げているにもかかわらず、何故見直しが不要であると考えなのか、都側の見解を伺う。 また、現行算定は、開所時間数を半日としているが、多くの区で1日開所しており、実態と乖離が生じていることから見直しが必要となる。 （第3回幹事会）</p> <p>今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）</p>	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
24	作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）	区案は、特別区の粗大ごみ処理手数料改定後の通年の実績を反映した見直しとなっており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	作業運営費について、平成29年10月の粗大ごみ処理手数料の改定を踏まえ、事業費（粗大ごみ収集運搬委託）及び特定財源（粗大ごみ処理手数料）を見直し、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は平成30年度実績を基に回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料について、算定内容（委託料、特定財源）を見直す。
25	最終処分委託料	区案は、平成31年4月の埋立処分委託料の改定を反映した見直しとなっており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	最終処分委託料について、平成31年4月の埋立処分委託料の改定を踏まえ、算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は埋立処分委託料新単価と平成30年度埋立実績量により設定する。 （第1回幹事会）	最終処分委託料について、算定内容（経費全体）を見直す。
26	観光振興費	観光振興費については、これまでの協議でも確認されているとおり、各区の行う事業は多様であり、決算額にも大きな差が生じている状況と認識している。今回の提案内容でも、事業実施区が多い経費を標準区における普遍的なものとして整理されているが、例えば関係団体の補助では、区側調査で歳出額が1億円を超える区がある一方、0円となっている区も存在している。 本件のように各区の事業内容や規模に違いがある場合においても、標準区経費を見直す場合には、普遍性があり、事業量としても客観的に標準区として説明できる水準によるべきである。しかしながら、現状でそれを見出すことは困難であることから、現行の地方交付税に準拠した経費設定が妥当である。 （第2回幹事会）	観光振興費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 標準区経費については、特別区の実態を踏まえ、普遍性のあるPR関係の印刷等、イベントの実施及び観光関係団体補助に区分し、包括的に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	観光振興費 (つづき)	<p>観光振興費については、平成19年度財調協議においても同様に各区における経費のばらつきが見受けられたことから、区側より地方交付税を参考とした経費設定が修正案として示され、都としてもこれを妥当な水準として合意したものである。</p> <p>地方交付税との比較では、そもそも、測定単位を人口ではなく事業所数とする点なども異なっており、その意味で完全に準拠するものではないと認識している。あくまでも、本事業の標準区経費を設定するうえで客観的かつ合理的に説明できる水準として、地方交付税における経費に拠ることに合意したものと考えている。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	<p>区ごとの観光資源の違いや事業の種類、規模などが異なることは区側としても認識しており、一定の経費の乖離は当然に生じるものと考ええる。</p> <p>一方で、訪日客の増加等により特別区全体として事業量は大きく増加し、平成19年度の算定当時と比較して総額の乖離も大きくなっていることから、見直しが必要であると考える。</p> <p>都側は地方交付税準拠が妥当としているが、地方交付税における商工行政費（観光振興事業）の標準団体は人口10万人と設定されており、特別区の標準規模である35万人とは異なることから、必ずしも地方交付税に準拠した算定とは言えないと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>(第3回幹事会)</p> <p>繰り返しになるが、平成19年度の算定以降、特別区を取り巻く環境が変化し、現行算定と実態では大きく乖離している。このことから、特別区としては、実態を踏まえ算定を見直すべきと考える。しかし、今回の協議においても、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった事項として整理する。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
27	土木総務費（地理情報システム運用経費）	<p>標準区経費の設定方法については、単にシステムの経費がかかっている区のみ決算平均額としているが、経費が突出している区があることなどから標準区経費の設定を再度精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）</p> <p>都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費は、合理的かつ妥当な水準となっていることから区側の修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>平成19年5月に「地理空間情報活用推進基本法」が成立し、「当該地域の状況に応じた地理空間情報の活用に関する施策を策定し、及び実施すること」が地方自治体の責務として規定された。 現在、区においては、本法に基づき、行政事務の効率化や住民サービスの向上のために、地理情報システムを22区で導入している。また、今後、搭載データの追加や新たな活用を行う予定の区もあり、重要性が増していくと考える。 そのため、土木総務費において、区が保有する地理情報の庁内共有及び区民や事業者への情報提供を行う地理情報システムの運用に係る経費を、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は経費発生区の決算平均により設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>都側の意見を踏まえ、経費が突出している上下2区を除外して、再度標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）</p>	<p>地理情報システム運用経費について、新規に算定する。</p>
28	【経常・態容補正】建築公害費・【投資・態容補正】都市整備費（民設自転車駐車場整備促進事業費）	<p>民設自転車駐車場の整備費については、区立自転車駐車場と同様の算定方法としているため、区案のとおり整理する。 しかし、維持管理費については、「東京都自転車安全利用推進計画」において、補助金の交付対象となっていないことから算定すべきではないと考える。 （第2回幹事会）</p>	<p>駅周辺における放置自転車は、統計上は減少傾向にあるものの、依然として歩行者等の通行の著しい妨げとなっており、引き続き、自転車駐車場の整備等、放置自転車対策に取り組む必要がある。 「東京都自転車安全利用推進計画」においても、放置自転車の削減に係る実施事項として、行政による自転車駐車場の整備のほか、民間への補助金の交付を挙げている。 そこで、建築公害費において、民設自転車駐車場の維持管理への補助に係る経費を、都市整備費において、民設自転車駐車場の整備への補助に係る経費を、それぞれ態容補正により新規に算定する。なお、区立自転車駐車場に係る事業費の算定状況を踏まえ、維持管理費は実施区の事業費と同額を、整備費は実施区の一般財源の2分の1を算定する。 （第1回幹事会）</p>	<p>まちづくり事業費の態容補正（自転車駐車場整備事業）について、民設自転車駐車場整備費補助費を新規に算定する。</p>



基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	【経常・態容補正】建築公害費・ 【投資・態容補正】都市整備費 (民設自転車駐車場整備促進事業費) (つづき)		維持管理費についても区が補助することで、民設自転車駐車場の整備が進むものであり、財調算定すべきと考える。しかし、今回は整備費の算定を優先し、都側意見を踏まえ、維持管理費を算定対象から除外する。 (第3回幹事会)	
29	都市計画事務費 (都市整備調査委託、地区計画策定調査委託)	都市整備調査委託及び地区計画策定調査委託について、その定義と具体的な業務内容を伺う。 次に、地区計画策定調査委託は、各区の事業内容や経費にばらつきがあるため、単に決算平均額を全固定として算定することは妥当ではないため、標準区経費の設定方法については、精査する必要があると考える。 なお、都市整備調査委託は、平成28年度から平成30年度までの3か年の平均決算額に対する現行算定額の充足率が約90%と高く、現時点では見直しの必要はないと考える。 (第2回幹事会)	都市計画事務費について、都市整備調査及び地区計画策定調査に係る経費の実態と算定内容に乖離があるため、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	地区計画策定調査委託について、算定内容（経費全体）を見直す。 なお、都市整備調査委託については、協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>都市計画事務費 （都市整備調査委託、地区計画策定調査委託） （つづき）</p>	<p>区で行っているまちづくり事業を進めていくために要する調査関連経費は他で算定しているものを除き、都市整備調査委託や地区計画策定調査委託で算定していることが都区で確認できた。</p> <p>また、地区計画策定調査は人口との相関が確認できたことや精査後の標準区経費は、合理的かつ妥当な水準となっていることから区側の修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、都市整備調査委託は、全固定での設定となっているが、その経費を平均決算額で設定しており、標準区経費の設定として妥当でない上、充足率が高いものであり、現時点での見直しは必要ないものとする。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>都市整備調査とは、都市計画事業、市街地再開発事業を進めるための基礎的調査、地区診断及び計画策定などである。また、地区計画策定調査とは、地区計画を策定するために行う調査及び計画策定に要する経費であり、具体的には広域的条件調査、現況調査、地区整備課題作成、住民意向調査及び地区計画作成などである。</p> <p>標準区経費についてであるが、都市整備調査は、人口との相関が低いため、全固定での設定が妥当と考える。また、地区計画策定調査は、再度経費の精査をしたところ、人口との相関が認められたため、回帰分析により標準区経費を再設定した。</p> <p>なお、都側から「都市整備調査委託は、平成28年度から平成30年度までの3か年の平均決算額に対する現行算定額の充足率が約90%と高く、現時点では見直しの必要はないと考える。」との発言があった。区側としては、充足率のみをもって見直しの必要性を判断するという考えによって財調算定を行っている認識はない。都側が見直しの必要がないと考える充足率の基準とその理由を示されたい。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>まとめの方向</p>
30	<p>【経常・種別補正】橋りょう維持補修費</p>	<p>橋りょう維持補修費の見直しについて、区案は種別補正や段階補正の影響を加味しているのか伺う。</p> <p>また、区案では、法定点検に係る経費を新規に算定することだが、現行算定している委託料や人件費との重複について整理する必要があると考える。</p> <p>さらに、法定点検の結果に基づき行う耐震補強工事については、恒常的に発生する経費ではないため、経常的経費で標準算定すべきものではないと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>橋りょう維持補修費について、「道路法施行規則」に基づく法定点検に係る経費を新規に算定する。また、事業費全体及び特定財源について、実態と算定内容に乖離があるため、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【経常・種別補正】橋りょう維持補修費 (つづき)</p>	<p>財調制度は決算を保障するものではない以上、単に決算額と算定額の乖離を埋めるように標準区経費を設定することは妥当ではない。 そのため、種別補正や段階補正による道路橋りょう費全体の影響を精査した上で、再度標準区経費の設定を考える必要がある。 また、法定点検について、「専門性を有する事業者に委託することが適当」とのことであるが、どのような業務を委託することが適当なのかや現行算定されている人件費や委託料との重複を整理することがまず必要であると考え。 (第4回幹事会)</p>	<p>区案は、橋りょう維持補修費単独での算定額に着目して標準区を設定しており、種別補正や段階補正による道路橋りょう費全体への影響は加味していない。 また、都側から「法定点検に係る経費と現行算定の委託料や人件費との重複について整理が必要」との発言があったが、区側としては「道路法施行規則」に基づく法定点検に係る経費は、平成26年の改正に基づくものであり、それ以後橋りょう維持補修費は見直しが行われていないことから、算定されていないという認識である。国土交通省の「道路橋定期点検要領」において、定期点検を行う者として、「道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること」「道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること」「道路橋の定期点検に関する相当の技術と実務経験を有すること」が挙げられていることから、専門性を有する事業者に委託することが適当であり、人件費との重複はないと考える。 一方で、都側の「耐震補強工事は恒常的に発生する経費ではない」という主張は一定程度理解できるものである。 以上の点を踏まえ、区側としては、橋りょう維持補修費については、決算額と算定額との乖離が大きいため、道路橋りょう費全体へ種別補正や段階補正の影響を加味した上で、法定点検に係る現行の決算額と算定額との乖離を埋めるように標準区経費を設定し、早急に見直すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 また、都側が種別補正や段階補正の影響を踏まえた見直しを条件とするのであれば、決算額と算定額に大きな乖離が生じている状況を放置することとなる点について、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)</p> <p>本事業は決算額と算定額の乖離が大きいため算定を見直すべきと考えるが、今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
31	バリアフリー計画策定経費	<p>標準区経費の設定方法については、単に経費発生区のみで決算平均額を取っていることから再度精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）</p>	<p>現在、インフラや区立施設、民間施設と多岐に渡ったバリアフリー計画を20区で策定している。 また、平成30年11月に施行された改正バリアフリー法においてもバリアフリー基本構想等を見直すよう規定されたため、今後も本経費の発生が見込まれる。 バリアフリー計画策定経費について、協議会委員の報償費及び特定財源を新規に算定し、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、算定方法を全比例から全固定に変更し、標準区経費は経費発生区平均により設定する。 （第1回幹事会）</p>	<p>バリアフリー計画策定経費について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>
		<p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>都側の意見を踏まえ、国庫支出金及び都支出金の交付を受けている区の経費を基に標準区モデルを設定し、再度標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）</p>	
32	【小・中学校費】 学校運営費（ICT支援委託）	<p>ICT支援員の配置に関しては、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018年度～2022年度）等において、「4校に1人配置」という目標水準が示されている。 このことから、標準区経費については、当該目標水準を踏まえた設定とすべきであると考え。 （第2回幹事会）</p>	<p>学校運営費について、教職員のICT機器活用のサポート等を行うICT支援委託に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）</p>	<p>ICT支援委託について、新規に算定する。</p>
		<p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>都側の意見を踏まえ、特別区の実態よりICT支援員1人当たり経費を設定し、国の目標水準を踏まえたものとなるよう、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
33	<p>【小・中学校費】学校運営費（屋内運動場空調設備整備費）、【小・中学校費】学校運営費（屋内運動場空調設備保守点検委託）</p>	<p>区案は、空調設備に係る標準区の整備モデルについて、区の実績及び整備計画を踏まえ、工事とリースに分けて設定したとのことだが、経常的経費での算定という性質を踏まえると、リースによる整備モデルに統一すべきと考える。また、標準区経費の設定に当たっては、特別区の1校当たり平均決算額ではなく、屋内運動場の標準事業規模に見合った経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会）</p> <p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>学校運営費について、都補助事業の終期に合わせ、工事による整備モデルとリースによる整備モデルを設定し、令和3年度までに全校整備が完了する算定となるよう、屋内運動場の空調設備整備に係る経費を新規に算定する。また、工事による整備モデルにおいて、保守点検委託経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>都側の意見を踏まえ、保守を含めたリースによる整備モデルに統一した。 また、特別区の実態から1㎡当たりの平均単価を設定し、屋内運動場の標準事業規模に見合った経費で、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）</p>	<p>屋内運動場空調設備整備費について、新規に算定する。</p>
34	<p>【中学校費】学校職員費（部活動指導員）</p>	<p>予算を用いた標準区設定や実施区平均による標準区設定では妥当性に欠けると考える。 部活動指導員に関しては、今年度から導入する区がほとんどであり、これらの区の実績を把握した上で標準区経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会）</p>	<p>学校職員費について、部活動の顧問や大会引率等を行う部活動指導員に係る経費を新規に算定する。なお、予算の帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【中学校費】学校職員費（部活動指導員） （つづき）</p>	<p>財調算定に当たっては、需要としての普遍性を確認するだけでなく、合理的かつ妥当な水準である標準区経費を設定する必要がある。本事業の実施やその規模については、各区の政策的な判断に委ねられている以上、標準区経費の設定に当たっては、少なくとも特別区全体の実績を踏まえた上で設定する必要があると考える。 （第4回幹事会）</p>	<p>都側から、「予算を用いた標準区設定や実施区平均による標準区設定では妥当性に欠ける」との意見があったが、予算等の見込みや実施区平均により、標準区経費を設定し、合理的かつ妥当な算定を行っている事業も存在することから、予算であることや実施区平均であることのみを理由に妥当性を否定されるものではないと考えるが、都側の見解を伺う。 さらに、「今年度から導入する区がほとんどであり、これらの区の実績を把握した上で標準区経費を設定すべき」との意見があったが、区側としては教員の働き方改革や部活動の質的向上を促進するため、国や都において、部活動に関するガイドラインが策定され、その中でも部活動指導員の配置に関して言及されていることや、都補助事業が実施されていることを踏まえれば、時機を逸することなく算定すべき項目であると考えているが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）</p>	
			<p>都区双方の見解が一致せず、残念ながら合意には至らなかったが、特別区の実態が明らかになった段階で、改めて検討する課題として整理する。 （第4回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
35	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	<p>都はこれまで、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費については、各区の保育料に対する単独加算額に大きな幅があること、補助対象者に対して所得制限を設定しない区が大半を占めていることから、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものという考え方を示してきた。</p> <p>幼児教育・保育の無償化後においても、本事業は、都事業に対する上乗せとして実施しているものであり、区の自主財源事業であると考え。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>都内における私立幼稚園等の負担水準は全国と比べても高く、その差分は都による保護者負担軽減事業により軽減されている。一方で、区部は都内市部よりもさらに負担水準が高いことから、本事業では都事業に対する上乗せとして保育料及び入園料の補助を行っている。</p> <p>本件については、過去の協議において、都側から「補助対象者に対して所得制限を設定しない区が大半を占めていることから、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているもの」として協議不調となっている。</p> <p>しかし、今年10月からの幼児教育・保育の無償化では、従来の幼稚園就園奨励費とは異なり所得制限が廃止され、あわせて都事業においても、所得制限が撤廃されている。以上のことから、本事業は「独自の政策判断」で実施しているものではないと言えるため、区側としては標準的な特別区の需要として算定すべき事業だと考えている。</p> <p>子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、少子化対策として子育て世代の経済的な負担軽減を図るという、幼児教育・保育無償化の趣旨に鑑みても、是非区案に沿って整理されるようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
		<p>都事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたものであり、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であると考え。そのため、都事業に対する上乗せとして実施している本事業については、自主財源事業と考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>第1回幹事会において、都側から「幼児教育・保育の無償化後においても、本事業は、都事業に対する上乗せとして実施しているものであり、区の自主財源事業である」との発言があった。第1回幹事会でも申し上げたが、区部は都内市部に比べて、私立幼稚園等の保護者負担水準が高く、都事業のみでは保護者負担が残ることから、今回の法改正の趣旨を実現させるためには、本事業を実施する必要があると考えている。今回、都事業においても所得制限が廃止されたにもかかわらず、特別区が同じ目的のために実施している事業について、自主財源事業であると考えの根拠を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>私立幼稚園等保護者負担軽減事業費（つづき）</p>	<p>財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。本事業については、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」である都事業に対する上乗せとして実施しているものであり、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。また、国の幼児教育・保育の無償化に伴う制度改正に係る財調上の整理については、現在、都区で協議を行っているところである。 （第3回幹事会）</p>	<p>第2回幹事会において、都側から「都事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたものであり、都内区市町村の『合理的かつ妥当な水準』であることから、都事業の上乗せとして実施している本事業については自主財源事業である」との発言があった。改めて申し上げるが、区側としては、今回の法改正の趣旨を区部において実現させるためには、本事業を実施する必要があり、あるべき需要であると考えている。都側としては、区部においては、国の幼児教育・保育の無償化は自主財源で実現すべきと考えているのか、見解を伺う。 （第3回幹事会）</p>	
36	<p>教育振興基本計画策定経費</p>	<p>標準区経費の設定方法については、単に計画策定区のみで決算平均額を取っていることから、標準区経費の設定を再度精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）</p> <p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>教育振興基本計画の策定に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は計画策定区平均により設定する。また、各区の実態を踏まえ10年計画とし、毎年1/10ずつ算定する。 （第1回幹事会）</p> <p>都側の意見を踏まえ、計画未策定区も含めて積算する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）</p>	<p>教育振興基本計画策定経費について、新規に算定する。</p>



基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
37	【中学校費】学校運営費（部活動講師謝礼等）	<p>予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。また、部活動講師謝礼については、平成27年度財調協議において充実見直しを行っており、平成30年度実績に対する充足率も91.2%と高く、今年度見直しを行う必要はないと考える。 （第2回幹事会）</p> <p>本事業の実施やその規模については、各区の政策的な判断に委ねられている以上、標準区経費の設定に当たっては、少なくとも特別区全体の実績を踏まえた上で設定する必要があると考える。また、充足率のみをもって見直しの必要性を判断しているわけではなく、本事業については、平成27年度財調協議において充実見直しを行っている経緯も考慮し、今年度見直しを行う必要はないと考える。 （第4回幹事会）</p>	<p>学校運営費の部活動のコーチ等として技術的な指導を行う部活動講師に係る経費について、1校当たりの経費を見直し、算定を充実する。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例による算定とし、全区で実施している事業であることから、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>都側から、「予算を用いた標準区設定では妥当性に欠ける」との意見があったが、区側提案「【中学校費】学校職員費（部活動指導員）」でも申し上げた部活動に関する昨今の状況変化を受けて、特別区の実績が年々伸びていることから、予算ベースで提案を行ったものである。また、予算等の見込みにより、標準区経費を設定し、合理的な算定を行っている事業も存在することから、見込みであることのみを理由に妥当性を否定されるものではないと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>さらに「平成30年度実績に対する充足率も91.2%と高く、今年度見直しを行う必要はない」との意見があったが、区側としては、充足率のみをもって見直しの必要性を判断するという考えによって財調算定を行っている認識はなく、本事業に関して言えば、社会情勢等を踏まえて見直しを行うべきと考えるが、都側の見解を伺う。また、都側が見直しの必要がないと考える充足率の基準とその理由を示されたい。 （第3回幹事会）</p> <p>都区双方の見解が一致せず、残念ながら合意には至らなかったが、社会情勢等を踏まえ、特別区の実態が明らかになった段階で、改めて検討する課題として整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
38	成人式運営費	<p>成人式運営費については、各区の地域特性を生かした行事が実施されており、会場や催事の内容も様々であり、各区の決算額にもばらつきがある。そのため、決算額のみに着目し、標準区としてのあるべき需要となっていない区側提案は妥当性を欠いていると考える。 （第2回幹事会）</p>	<p>会場の設営、警備等の成人式の運営に係る経費について、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>
		<p>各区の決算額や運営内容にばらつきがある以上、決算額のみに着目し、標準区としてのあるべき需要が検討されていない区案については、合理的かつ妥当な水準ではないと考える。 （第4回幹事会）</p>	<p>都側から、各区が実施する成人式の会場や内容が様々であり、標準区の設定についても決算額のみに着目し、妥当な水準ではないとの見解が示された。区側としては、平成29年度財調協議でも申し上げたように、成人式運営費は多くの部分で各区が共通する経費であることは明らかであるといった考え方に変わりはない。また現行の算定内容は、長らく見直しがされておらず、現在の特別区の実態と大きく乖離しているため、現行の標準区経費設定時の状況と変わった項目だけでも、区案のとおり算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）</p>	
			<p>今回の協議でも、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
39	【小学校費】外国人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費	<p>予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。時間単価等については、特別区の実態を踏まえたうえで、標準区経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会）</p> <p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。また、実態が明らかになった段階で、標準区経費の設定を見直すことについて異論はない。 （第4回幹事会）</p>	<p>令和2年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、外国人英語指導員報酬に係る経費について、3・4年生に係る経費を加える等、算定を充実する。併せて、「総合的な学習の時間」推進経費における3・4年生分の外国人英語指導員経費について、算定を縮減する。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>都側から、「予算を用いた標準区設定では妥当性に欠ける」との意見があったが、新学習指導要領が全面実施となる令和2年度の見込みを各区に調査したところ、令和元年度と同規模で実施予定としている区が多数であったこと、また、現在の事業規模を踏まえた予算編成を行っていることから、標準区経費の根拠として十分に足りうるものと考えている。さらに、予算等の見込みにより、標準区経費を設定し、合理的な算定を行っている事業も存在することから、見込みであることのみを理由に妥当性を否定されるものではないと考える。しかしながら、現時点では当初に提示した内容では、合意することは困難であるので、平成30年度決算により改めて標準区経費を設定した。なお、新学習指導要領全面実施後の特別区の実態が明らかになった段階で、見直しを行うべきと考える。 （第3回幹事会）</p>	外国人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
40	【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し	<p>本件については、単位費用で算定している改築経費と義務教育施設新增築経費で算定している統合校の経費が二重算定となっていることから、平成25年度財調協議以降、都として、その解消を求めて提案してきたものである。</p> <p>昨年度の協議においては、算定した統合前6校のうち、4校が47年を超え、残る2校についても30年を超えた学校であったことを明らかにし、区側も都側の主張を一定程度理解されたとのことであり、今年度、区側で義務教育施設の状況等を調査の上で提案されたものである。</p> <p>区側の調査では、具体的にいくつの統合前校を調査し、その内、47年を超えた学校はいくつあったのか。また、統合前校の平均築年数は何年だったのか。</p> <p>次に、校舎の取壊し経費についてだが、小中学校の校舎に係る改築経費は、新たな校舎の建設費や給食室設置経費、仮設校舎の建設に係る経費に加え、取壊し経費も算定していることから、算定済と考える。</p> <p>次に、経過措置についてだが、公表されている計画等には、統合対象校名に加え統合新校の竣工予定年度など工期に係る記載もあるのか。また、統廃合については、各区の財政計画にも反映されているとのことだが、財政計画への反映とは、具体的にどのように反映されているのか。</p> <p>次に、小中学校校舎の標準施設面積の見直しに関し、「約8割の統合新校において設置予定」とのことだが、統合新校における設置予定校数、直近10年の設置実績・設置割合について何う。同様に、既存の校舎を活用する統合後校等についても、今後の設置予定及び直近の設置実績等を何う。（第1回幹事会）</p>	<p>昨年度協議において、都側から、教育費の態容補正にて加算している義務教育施設新增築経費の見直しとして、統廃合における現行の算定方法については、統合前の校舎について算定済となる改築経費が存在することから、二重算定となるため、当該部分は差し引くべきとの提案があった。</p> <p>区側としては、見直しに当たって各区における財政上の影響などを踏まえて判断する必要があり、特別区における義務教育施設の状況等を調査の上、合理的な算定方法について検証が必要と考えており、引き続きの課題となっている。</p> <p>これまでの協議でも申し上げているが、統合による改築については、規模の適正化を図る目的といった点で、標準算定されている老朽化による改築とは異なるものという区側の考え方に変わりはない。しかしながら、今年度区側が実施した調査の結果、「実態として、老朽化した学校を統廃合している」という都側の主張に、一定程度の合理性があることが確認された。</p> <p>そこで本態容補正の対象から、統廃合による増改築を除くとともに、統廃合に伴う特殊な需要として、校舎取壊し経費を加算することを提案する。</p> <p>なお、学校統廃合については、各区の財政計画にも反映されており、予算編成への影響が大きいことから、統合対象校名が計画等で公表されている統廃合について、現行算定を継続する経過措置を設けるものとする。この場合、先に申し上げた校舎取壊し経費の加算については対象外とする。（つづきあり）</p>	まとめの方向

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し (つづき)</p>		<p>また、区側として本態容補正は、学校適正配置の促進にも寄与していると考えている。そこで、今後も各区が学校の適正配置に取り組んでいけるよう、本態容補正の見直しに合わせて、経常的経費の態容補正である学校数急減補正の激変緩和期間を3年から、現行の地方交付税基準である5年に見直すことを提案する。</p> <p>さらに、現在の小・中学校校舎の標準施設面積は、国庫補助基準を基に、平成21年度に設定されているが、「少人数授業等対応多目的スペース」「新世代型学習空間」の整備を踏まえた設定となっていないことから、これを踏まえた設定に見直すことを提案する。これらの設備は、約8割の統合新校において設置予定であるという今年度調査の結果や、中央教育審議会答申や学習指導要領の趣旨に鑑みても、今後の学校設備における、あるべき需要であると考えられる。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し (つづき)</p>	<p>今回の区側の調査により、統合前校における平均築年数が財調上の小中学校の耐用年数である47年を超えた52年であることが、明らかになり、総体としては、都が従来から主張していた「老朽化した学校を統廃合している」という事実を都区双方で確認することができた。次に、財政計画について、先ほど区側から、「公表されている計画に基づき、施設の改築経費等を推計し、反映している」との発言があったが、各区が公表している統合計画の中には、統合新校の竣工予定年度や工期が示されていないものもあるとのことである。各区の予算編成への影響を考慮し、経過措置を設けるのであれば、その対象は、統合対象校名だけでなく統合新校竣工予定年度も含め、現時点で公表されている統廃合に限るべきと考える。次に、新世代型学習空間等の設置実績について、統合後の学校における直近10年の設置実績は、43校中20校とのことであるが、改築を伴うものについては、設置割合が増加しているとのことであった。しかし、小中学校校舎の標準施設面積の変更に当たっては、統合校に限らず、学校全般において同様の傾向があるか確認する必要があると考える。そこで、統合校以外の改築を行った学校における、直近5年の設置実績を伺う。最後に、校舎取壊し経費についてであるが、第1回幹事会においても説明したとおり、標準算定において既に算定している経費と考える。 (第2回幹事会)</p>	<p>第1回幹事会において、都側から質問があった、区側調査結果に関する項目について、回答する。まず、本態容補正対象の統合前校数であるが、直近10年間とこれからの予定分を合わせて106校で、その内、築年数が47年を超えた学校は81校あった。また、統合前校の平均築年数は52年だった。次に、公表されている計画等の内容であるが、大半の計画には竣工予定年度が記載されている。また、財政計画への反映であるが、公表されている計画に基づき、施設の改築経費等を推計し、反映している。次に、新世代型学習空間等の設置実績についてである。改築を伴う統合における直近10年の設置実績は27校中19校で、設置割合は約7割であり、設置予定は24校中19校で、設置割合は約8割と増加していることから、今後の学校設備におけるあるべき需要であると考える。また、本態容補正の対象外ではあるが、改築を伴わない統合の場合、直近10年の設置実績は16校中1校、設置予定は3校中0校となっている。なお、校舎取壊し経費の加算について、第1回幹事会において都側より「小中学校の校舎に係る改築経費は、新たな校舎の建設費や給食室設置経費、仮設校舎の建設に係る経費に加え、取壊し経費も算定していることから算定済みと考える」との発言があった。統廃合に伴い、取壊しや施設転用に伴う経費等、様々な経費が発生することから、特殊な需要として、校舎取壊し経費の加算は必要なものであると考える。 (第2回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【経常・投資・態 容補正・小・中学 校費】義務教育施 設関連経費の見直 し (つづき)</p>	<p>学校数急減補正の激変緩和期間の見直しについて、現行の 地方交付税に準拠した見直しであり、妥当であると考え るが、その他の点については、次回、都側の見解を述べる。 (第3回幹事会)</p>	<p>まず、第2回幹事会において、都側から質問があった事項に ついて、回答する。統合校以外の改築を行った学校におけ る、直近5年の新世代型学習空間等の設置実績は63校中44校 で、設置割合は約7割であった。設置割合が、改築を伴う統 合校の直近10年の設置割合と同等であったことから、新世 代型学習空間等は、統廃合に伴い特別に設置されているわ けではなく、今後の学校設備における「あるべき需要」で あることが確認できたと考える。</p> <p>次に、経過措置の設定についてである。区側としては、施 設の改築経費等の推計時には、統合対象校名が公表されて いれば、おおよその竣工予定年度を仮設定し、推計に反映 させている施設もあることから、統合対象校名が公表され ている統廃合について、経過措置を設ける提案をしたとこ ろである。しかしながら、「各区の予算編成への影響を考 慮し、経過措置を設けるのであれば、その対象は、統合対 象校名だけでなく統合新校竣工予定年度も含め、現時点で 公表されている統廃合に限るべき」という都側の主張も一 定程度理解できるものであることから、経過措置の対象 を、統合対象校名及び統合新校竣工予定年度が公表されて いる統廃合とすることについて、異論はない。</p> <p>最後に、第1回幹事会で提案した、学校数急減補正の激変緩 和期間の見直しについて、都側の見解が示されていないの で、改めて都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
41	幼児教育・保育の無償化への対応	<p>区側から、幼児教育・保育の無償化への対応として、15事業の提案をいただいた。</p> <p>幼児教育・保育の無償化については、昨年度も都区で協議したが、無償化に係る経費について、今年度の地方負担分は、臨時交付金により全額国費で措置されることが国から示されたこと、また、無償化に係る課題について、引き続き国と地方とで議論することとされたことから、今年度は、こうした点も踏まえて検討すべきとしたものである。</p> <p>今年度の区側提案は、国の制度改正等を反映した内容とのことであるが、提案の内容が多岐にわたっており、個別の事業ごとに提案内容の確認を行う必要があるため、まずは個別事業ごとの説明を求める。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>幼児教育・保育の無償化については、今年10月からの制度開始を踏まえ、昨年度の区側提案にも盛り込んでいたが、国が、初年度における地方の財政負担について、臨時交付金により対応するといった考えを示したことから、財調上の整理を見送っていたところである。</p> <p>今年度の提案は、幼児教育・保育の無償化によって、令和2年度から各区に生じる需要を整理する内容となっている。</p> <p>無償化の対象である3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児が幼稚園、保育所及び認定こども園などを利用する場合の保育料が無償になるため、各事業で算定している利用者負担額の見直しを中心に整理している。</p> <p>また、無償化の実施に合わせて、国が副食費の取扱いを変更したため、当該制度改正の内容についても反映している。さらに、無償化によって都の施策が見直されたことから、これに伴う需要の整理も行っている。</p> <p>こうした関連事項も含めると、民生費と教育費で計15事業を提案している。</p> <p>地方交付税においても、無償化に伴い生じる需要は基準財政需要額に、その財源とされる地方消費税の増収分が基準財政収入額にそれぞれ整理される。</p> <p>財調においても、令和2年度から地方消費税の増収分が基準財政収入額に反映されることに鑑みれば、それに対する需要として、当然に反映すべき内容と考えているので、前向きな協議をお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>個別事項ごとのまとめの方向については、No.42からNo.56に記載している。</p>
42	（区立幼稚園管理運営費）	<p>区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>区立幼稚園管理運営費について、保育料及び入園料を廃止し、算定を改善する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>区立幼稚園管理運営費について、ルール改定事項として整理する。</p>



基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	(区立幼稚園管理運営費) つづき)		利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。 (第3回幹事会)	
43	(私立幼稚園施設型給付費)	区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	私立幼稚園施設型給付費について、利用者負担額を廃止するとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	私立幼稚園施設型給付費について、算定内容(扶助費)を見直す。
			利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。 (第3回幹事会)	
44	(子育てのための施設等利用給付(私立幼稚園(未移行園)))	区側提案は、令和2年度見込数値を用いた積算になっており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。 (第2回幹事会)	幼稚園就園奨励費について、補助単価及び対象者数を見直すとともに、特定財源の負担割合を変更し、算定を改善する。また、対象者数の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰについてもあわせて見直す。なお、事業名を「幼稚園就園奨励費」から「子育てのための施設等利用給付(私立幼稚園(未移行園))」に変更する。 (第1回幹事会)	幼稚園就園奨励費について、算定内容(負担金補助及び交付金、特定財源)を見直す。事業名を「子育てのための施設等利用給付(私立幼稚園(未移行園))」に変更する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>（子育てのための施設等利用給付（私立幼稚園（未移行園））） （つづき）</p>	<p>都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、区として国の制度改正である幼児教育・保育の無償化に係る事業を適切に実施する必要があることについては、都としても理解しているため、区案に沿って整理する。なお、令和3年度以降の標準区経費については、幼稚園就園奨励費と同様に、都数値により毎年度、対象者数及び補助所要額を改定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>また、本事業の財調算定に当たっては、算定年度の前々年度分の国への実績報告数値を基に密度補正を行うが、令和元年度分の実績報告については令和2年6月以降に行われると、所管局から聞いている。そのため、令和2年度の財調算定においては、令和元年度の国庫補助の変更交付申請に係る数値を基に密度補正を行う。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>本事業の見直しは、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う、幼稚園就園奨励費の補助スキームの変更を反映するものである。このため、時機を逸することなく財調上に整理することが必要であり、実績が判明していない現状においては、見込数値を用いるべきと考える。</p> <p>（第3回幹事会）</p> <p>標準区の対象者数等を都数値により改定していくことについては、合理的な設定方法であり、妥当であると考えている。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	
45	<p>（実費徴収に係る補足給付を行う事業）</p>	<p>区側提案は、令和2年度見込数値を用いている上に、23区の予算見込額に対する算定額の充足率が100%を超える設定になっていることから、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。</p> <p>また、回帰分析により標準区の設定を行っているが、回帰分析に用いている18歳未満人口には、外国人人口が含まれておらず、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰの適用を前提とした標準区経費の設定にはなっていないことから、改めて精査が必要であると考えている。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業について、私立幼稚園（未移行園）を利用する副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加するなど、算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和2年度予算見込額の回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>(実費徴収に係る補足給付を行う事業) (つづき)</p>	<p>都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、区として国の制度改正である幼児教育・保育の無償化に係る事業を適切に実施する必要があることについては、都としても理解している。</p> <p>そこで、現在の実費徴収に係る補足給付を行う事業は、当該年度の前々年度の国庫補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により標準区経費を設定していることから、無償化に係る通年の実績が反映可能となる令和4年度以降については、無償化対応分も含めて同様の方法により標準区経費を設定することを前提に、区側修正案に沿って整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	<p>本事業の見直しは、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う、事業スキームの変更を反映するものである。このため、時機を逸することなく財調上に整理することが必要であり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。</p> <p>一方、密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	
			<p>標準区経費を都数値により改定していくことは、特別区の実態を反映する合理的な方法であると考えられることから、当該前提のうえで整理することについて、異論はない。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
46	(区立保育所管理運営費)	<p>区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものである。また、副食費の実費化に伴う整理についても国の制度改正に基づくものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当であると考え、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>区立保育所管理運営費について、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>区立保育所管理運営費について、算定内容（特定財源）を見直す。</p>
		<p>特定財源の減少として整理された区側修正案は、標準区経費の設定方法として妥当であるとともに、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	<p>利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。</p> <p>なお、副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏まえ、特定財源の減少として整理するよう、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	
47	(私立保育所施設型給付費等)	<p>区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものである。また、副食費の実費化に伴う整理についても国の制度改正に基づくものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>私立保育所施設型給付費等について、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>私立保育所施設型給付費等について、算定内容（扶助費）を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	（私立保育所施設型給付費等） （つづき）		利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。 （第3回幹事会）	
48	（地域型保育給付費）	<p>区側提案は、回帰分析により標準区の設定を行っているが、回帰分析に用いている18歳未満人口には、外国人人口が含まれておらず、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰの適用を前提とした標準区経費の設定にはなっていないことから、数値の精査が必要であると考ええる。</p> <p>また、区側提案は全比例での設定となっているが、既存の給付費同様、一部固定費の設定をした上で密度補正Ⅰにより補正すべきと考える。                      （第2回幹事会）</p> <p>区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、現在の地域型保育給付費は、当該年度の前々年度の国庫補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により標準区経費を設定していることから、無償化に係る通年の実績が反映可能となる令和4年度以降については、無償化対応分も含めて同様の方法により標準区経費を設定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。                      （第4回幹事会）</p>	<p>地域型保育給付費について、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の利用者負担額相当分の給付費を追加し、算定を改善する。なお、経費の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は平成30年度における国基準利用者負担額の回帰分析により設定する。                      （第1回幹事会）</p> <p>密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識である。また、一部固定費の導入についても、既存の給付費と整合を図る観点において合理性が認められるため、都側の意見を踏まえ、一部固定費を導入するなど数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。                      （第3回幹事会）</p> <p>標準区経費を都数値により改定していくことは、特別区の実態を反映する合理的な方法であると考えられることから、異論はない。                      （第4回幹事会）</p>	地域型保育給付費について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
49	<p>（子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等））</p>	<p>区側提案は、令和2年度見込数値を用いた積算になっており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。また、回帰分析により標準区の設定を行っているが、回帰分析に用いている18歳未満人口には、外国人人口が含まれておらず、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰの適用を前提とした標準区経費の設定にはなっていないことから、改めて精査が必要であると考え。（第2回幹事会）</p> <p>都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、区として国の制度改正である幼児教育・保育の無償化に係る事業を適切に実施する必要があることについては、都としても理解している。そこで、無償化に係る各区の通年の実績が反映可能となる令和4年度以降の標準区経費の設定にあたっては、当該年度の前々年度の国庫補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により設定することを前提に、区側修正案に沿って整理すべきと考えるが、区側の見解を伺う。（第4回幹事会）</p>	<p>認可外保育施設や預かり保育などの利用者に対する補助に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和2年度予算見込額の回帰分析により設定する。（第1回幹事会）</p> <p>本事業は、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う経費を算定するものである。このため、時機を逸することなく財調上に整理することが必要であり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。一方、密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。（第3回幹事会）</p> <p>標準区経費を都数値により改定していくことは、特別区の実態を反映する合理的な方法であると考えられることから、当該前提のうえで整理することについて、異論はない。（第4回幹事会）</p>	<p>子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等）について、新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
50	(認可外保育施設等保護者負担軽減事業費)	<p>当該事業については、昨年度の財調協議において、「待機児童解消緊急対策対応経費」として、都補助事業の実施期間に合わせた臨時算定と整理したものである。</p> <p>都補助事業については、待機児童対策として実施していることを踏まえると、財調上も恒久的な算定とすべきとは考えていないという従来の都の考え方には変わりはない。そのため、令和2年度において算定する場合でも、都補助事業のある間に限り算定すべきであるとする。</p> <p>その前提の上で、区側提案の内容についてであるが、令和2年度見込数値を用いた積算になっており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。</p> <p>また、区側提案は、回帰分析により標準区の設定を行っているが、回帰分析に用いている18歳未満人口には、外国人人口が含まれておらず、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正Ⅰの適用を前提とした標準区経費の設定にはなっていないことから、改めて精査が必要であると考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p> <p>都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、国の幼児教育・保育の無償化により都補助スキームが変更になったことに伴い、区としても適切な対応が求められていることは、都としても理解している。</p> <p>そこで、都補助の存続する間という条件の下ではあるが、都補助スキーム変更後の通年の実績が反映可能となる令和4年度以降の標準区経費の設定にあたっては、当該年度の前々年度の都補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により設定することを前提に、区側修正案に沿って整理すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	<p>認可外保育施設等保護者負担軽減事業に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は都の「認可外保育施設利用支援事業」における補助対象見込者数をもとに設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p> <p>本事業は、都の「認可外保育施設利用支援事業」に伴う経費を算定するものであり、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化を踏まえて、補助スキームが変更になっている。このため、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。</p> <p>また、本事業について恒久的な算定として取り扱うべきといった区側の従来の考え方には変わりはない。しかしながら、この点について、過去の協議においても、都区間の認識の隔たりを解消することができなかったことに鑑みると、都補助事業の終了にあわせて、各区の実施状況等を踏まえ、算定の可否について検討することは、やむを得ないと考える。</p> <p>なお、密度補正を適用すべき経費であるという点は、区側としても同様の認識であるため、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>(第3回幹事会)</p> <p>標準区経費を都数値により改定していくことは、特別区の実態を反映する合理的な方法であると考えられることから、当該前提のうえで整理することについて、異論はない。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	<p>認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、新規に算定する。</p> <p>なお、都の補助事業が存続する間の算定とする。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
51	（多子世帯負担軽減事業費（区立保育所等））	<p>区側提案は、令和元年度見込数値を用いた積算になっており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。また、当該事業による影響は、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきと考える。（第2回幹事会）</p> <p>都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考える。ただし、国の制度改正に伴う幼児教育・保育の無償化にあわせて実施する都補助事業に合わせて、区としても適切な対応が求められていることは、都としても理解している。今後、各区の実績等を踏まえた検証を行い、必要に応じて見直しを実施することも念頭に、区側修正案に沿って整理する。（第4回幹事会）</p>	<p>区立保育所及び区立認定こども園を利用する多子世帯の児童に対する保育料軽減に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は都の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」における補助対象見込者数をもとに設定する。（第1回幹事会）</p> <p>本事業は、幼児教育・保育の無償化にあわせて、令和元年10月から開始された都の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」に伴う経費を算定するものである。このため、時機を逸することなく財調上に整理することが必要であり、実績が判明していない現状においては、見込数値により算定すべきと考える。一方、特定財源の減少として整理すべきといった都側の見解は一定の合理性が認められるため、区立認定こども園分の経費も含め、区立保育所管理運営費における特定財源の減少として整理するよう、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。（第3回幹事会）</p>	<p>多子世帯負担軽減事業費（区立保育所等）について、新規に算定する。なお、「区立保育所管理運営費」の特定財源の中で算定する。</p>
52	（【態容補正】区立認定こども園管理運営費（1号認定分））	<p>区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当であると考え、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきであり、単価についても精査が必要と考える。（第2回幹事会）</p>	<p>区立認定こども園管理運営費（1号認定分）について、利用者負担額を廃止するとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。（第1回幹事会）</p>	<p>区立認定こども園管理運営費（1号認定分）の態容補正について、算定内容（特定財源）を見直す。</p>



基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>（【態容補正】区立認定こども園管理運営費（1号認定分）） （つづき）</p>	<p>特定財源の減少として整理された区側修正案は、標準区経費の設定方法として妥当であるとともに、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。 なお、副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏まえ、副食費の単価を見直すとともに、特定財源の減少として整理するなど、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）</p>	
53	<p>（【態容補正】区立認定こども園管理運営費（2・3号認定分））</p>	<p>区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものである。また、副食費の実費化に伴う整理についても国の制度改正に基づくものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考えられる。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当であると考えられるが、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきであり、単価についても精査が必要と考える。 （第2回幹事会）</p> <p>特定財源の減少として整理された区側修正案は、標準区経費の設定方法として妥当であるとともに、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>区立認定こども園管理運営費（2・3号認定分）について、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費で徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。 （第1回幹事会）</p> <p>利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。 なお、副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏まえ、副食費の単価を見直すとともに、特定財源の減少として整理するなど、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）</p>	<p>区立認定こども園管理運営費（2・3号認定分）の態容補正について、算定内容（特定財源）を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
54	（【態容補正】私立認定こども園施設型給付費（1号認定分））	<p>区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>私立認定こども園施設型給付費（1号認定分）について、利用者負担額を廃止するとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>私立認定こども園施設型給付費（1号認定分）の態容補正について、算定内容（扶助費）を見直す。</p>
			<p>利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されると考えられることから、異論はない。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
55	（【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等（2・3号認定分））	<p>区側提案にある利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものである。また、副食費の実費化に伴う整理についても国の制度改正に基づくものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>私立認定こども園施設型給付費等（2・3号認定分）について、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映されることが考えられることから、異論はない。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>私立認定こども園施設型給付費等（2・3号認定分）の態容補正について、算定内容（扶助費）を見直す。</p>
56	（障害児通所支援事業費）	<p>区側提案にある、幼児教育・保育の無償化に伴う経費の増加分については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであり、国の制度改正に基づくものであることから、ルール改定事項として整理したいと考える。</p> <p>なお、標準区経費は、既存給付費と同様に、都数値により毎年度規模を改定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>障害児通所支援事業費について、3歳から5歳児の利用者負担額相当分の給付費を追加し、算定を改善する。なお、経費の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は平成30年度における国基準利用者負担額の回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>障害児通所支援事業費について、ルール改定事項として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>（障害児通所支援事業費） （つづき）</p>		<p>無償化に伴う給付費の増加分の整理をルール改定事項とすることについてであるが、区側提案として検討してきた内容が標準区経費に適切に反映され则认为られることから、異論はない。また、標準区経費の規模を、都数値により改定していくことについても、合理的な設定方法であり、妥当であるとする。 （第3回幹事会）</p>	
57	<p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）</p>	<p>今年度の区側の提案では、改築工事、道路改良工事については、決算単価による工事単価に見直すとともに、その他の投資的工事については、平成26年度以降の各区予算単価や公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価に見直すとの提案となっている。 財調制度は決算を保障するものではない以上、決算実績のみをもって区案の妥当性を主張されるのみでは、都側としては適正な見直しかどうかの判断は出来ない。 そこでまず、道路改良工事について、2点伺う。 1点目は、「道路整備に早急に取り組まなければならないが、各区の実態に対し、十分な財調算定になっておらず、事業実施に支障をきたしかねない状況となっている」との発言があったが具体的にどのような状況なのか伺う。 2点目は、道路改良工事について、決算単価による工事単価に見直すとの提案であるが、具体的にどのように、その決算単価を導き出したのか、具体的な数値や計算方法を伺う。 （第1回幹事会）</p>	<p>平成29年度以降の協議において、急激な単価上昇があった平成26、27年度の2か年における上昇分について、各区予算単価や公共工事設計労務単価の上昇率を乗じるなど、臨時的な対応が図られているが、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じている。 首都直下地震をはじめとした災害に備えるためにも、公共施設の改築や道路整備に早急に取り組まなければならないが、各区の実態に対し、十分な財調算定がなされておらず、事業実施に支障をきたしかねない状況となっている。 そこで、算定上の単価のうち、改築工事、道路改良工事については、特別区の実態を踏まえ、決算単価による工事単価に見直すとともに、その他の投資的工事については、平成26年度以降の各区予算単価や公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価に見直すよう提案する。 昨今の大規模な災害の発生を踏まえると、本経費の適切な算定は重要なものと考えているので、是非、前向きな検討をお願いする。 （第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）（つづき）</p>	<p>区側から道路を含めたインフラ資産の有形固定資産減価償却率から、道路整備に早急に取り組まなければならないことが示されたが、道路のみの状況はどのようになっているのか伺う。</p> <p>また、区側から示された回答について、2点伺う。</p> <p>1点目は、道路改良工事については、平成30年度における特別区の決算単価が2万8,800円と示されたが、決算単価の算出根拠となる決算額と総工事面積についても伺う。</p> <p>2点目は、その決算額は、事業費から特定財源を差し引いた一般財源額となっているのか、また、その決算額や総工事面積については、都市計画交付金の対象となる都市計画道路の新設・更新・改修事業、都市計画交付金又は土木費の態容補正で対象となる道路橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業、土木費のまちづくり事業で算定されている事業、さらに、その他諸費の財産費で算定されている都市計画交付金の地方債収入相当額が除外されているのか、除外されていない場合は、その決算額や総工事面積を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>第1回幹事会において、都側から確認のあった2点について回答する。</p> <p>1点目、道路改良工事に係る各区の実態と財調算定についてであるが、平成30年度における特別区の決算単価2万8,800円に対し、財調単価は1万4,200円であり、充足率は49.3%と大幅な過少算定となっている。</p> <p>また、財務書類を用いた指標では、道路を含めたインフラ資産の有形固定資産減価償却率は、平成28年度決算において、数値が算出可能な13区の平均で65.4%と、耐用年数の約3分の2が経過しており、早急に整備に取り組まなければならない状況にある。</p> <p>2点目、「道路改良工事に係る決算単価の算出方法」についてであるが、投資的経費のうち、平成30年度に完了した道路改良工事に係る用地費を除いた決算額と面積を調査し、1㎡あたりの単価を算出している。具体的な数値は先ほど申し上げたとおりである。</p> <p>加えて、道路改良工事と同様に決算単価による見直しを提案している改築工事についても申し上げる。</p> <p>学校の校舎改築を例に申し上げますと、平成30年度における特別区の決算単価50万2,000円に対し、財調単価は24万2,800円であり、充足率48.4%と大幅な過少算定となっている。</p> <p>一方、区側が都の入札情報サービスから、直近の都立高校の工事単価を試算したところ、設計費等、把握できない経費を含まずとも、単価は40万3,000円であり、現行の財調単価とは大幅な乖離があることが確認できた。</p> <p>このことから、財調単価が実態に即していないことは明らかであり、工事単価を見直すべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）（つづき）</p>	<p>区側からの発言について、次回幹事会で都側の見解を述べる。 （第2回幹事会）</p>	<p>先ほど都側から確認のあった内容について回答する。 まず、インフラ資産の有形固定資産減価償却率については、道路のみの状況は把握できていない。 つぎに、決算単価の算出根拠となる決算額と総工事面積について、決算額は134億1,179万5千円、総工事面積は46万5,128㎡である。 最後に、決算額や総工事面積の調査対象については、都側から発言のあった内容を充足したものとなっていない。 現時点において、都側から発言のあった内容を踏まえた決算額や総工事面積を示すことはできない。しかしながら、実態を踏まえた調査に基づいて積算しているため、特別区の実態と財調の単価に乖離があることは明らかであると考えている。 また、先ほど区側から申し上げた、改築工事についての財調単価が実態に即していない点について、都側から回答を得ていない。この点について、都側の見解を伺う。 （第2回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事） （つづき）</p>	<p>本件については、論点メモを配布しているので、確認いただきたい。 区側の提案は、平成30年度の決算単価と今年度の財調単価を比較し充足率が49.3%としているが、本来は平成30年度の財調単価と比較すべきであり、充足率は50.5%となっていることを冒頭にお伝えする。 また、基準財政需要額は測定単位×単位費用×補正係数で算出しているため、単価は需要額を構成する一つの要素に過ぎず、単価の比較はあくまでも単価の比較でしかない。 単価比較では決算単価の半分の充足率とのことだが、道路改良についての平成30年度の算定額は158億8,946万3千円であり、平成30年度の決算額134億1,179万5千円に対し、24億7,766万8千円も超過し、充足率は118%となっている。 第2回幹事会の区側発言にもあったが、財調算定外の都市計画交付金対象事業等が含まれていた場合には、さらに高い充足率となる。 また、区の決算単価は2万8,800円となっているが、財調上は種別補正の影響があるため、その補正の影響を加味すると2万594円となる。さらに、区道の総面積に占める平成30年度の総工事面積から、道路改良の実施率は1/150となる。 その結果、平成30年度の標準区経費は、単価1万4,530円×標準面積232万2,000㎡×実施率1/90＝3億7,487万4,000円となっているものが、2万594円×232万2,000㎡×1/150＝3億1,879万5,120円となる。 現在の標準区経費と比較するために実施率を1/90とすると、単価は1万2,356円となる。平成26年度単年度分の物騰率を反映した単価が1万4,220円となるので、この単価とした場合、1,864円の超過、単価の充足率が115.1%となる。 （つづきあり）</p>	<p>都側の意見に対する区側の見解を述べる。 まず、道路改良工事について申し上げる。 都側の検証結果を要約すると、財調算定額は平成30年度決算額を超えていること、事業量等の比較は補正の影響や実施率を踏まえて行うべき、ということかと思う。 都側の検証において、実施率を用いているが、事業量は年度間での増減が大きいものであることから、単年度の事業量だけをもって、判断することは適当ではないと考える。 つぎに、改築工事についてであるが、都側から、学校改築における廃止校の取扱いや耐用年数を超過した学校の状態などを考慮に入れる必要があるとの見解が示された。 年度事業量について、区側の実態を考慮に入れるべきとのことであれば、単価についても実態を踏まえた見直しを行うべきと考える。 昨今の工事費が高止まりしている状況を鑑みれば、特別区の実態等を踏まえて工事単価を見直すべきという区側の考えに変わりはない。 しかしながら、今回の協議においては、決算単価による見直しについては、都区の認識を一致させることは困難であると考えている。 そこで、単価上昇率を反映した工事単価の見直しについて、改めて提案する。 （つづきあり）</p>	<p>まとめの方向</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）（つづき）</p>	<p>次に、改築工事に係る単価についてであるが、今説明した道路改良工事の単価でもわかるように、単価の比較はあくまでも単価の比較でしかない。そのため、区側が例に挙げた学校改築経費で言えば、今年度の区側提案の義務教育施設関連経費の見直しで明らかにしたように、統廃合も含めた廃止校について算定している経費の内、使用することのない算定額、言わば過剰算定となっている取壊し経費以外の建設費、仮設校舎建設費、給食室設置経費等の取扱いや、昨年度の公共施設改築工事費の前倒し算定の中で明らかとなった、43.5%の小学校、30.4%の中学校が47年とした耐用年数を超えて存在している状態や施設長寿命化の取り組みなども考慮に入れて見直す必要があると考える。以上のことから、単価のみの比較で見直しはすべきではなく、標準事業規模や年度事業量、補正等を含め、需要費の全体を見た上で見直すことが不可欠であると考え。よって、単価の比較のみによる区側提案には合意できない。（第3回幹事会）</p> <p>都側の見解については、次回申し上げる。（第3回幹事会）</p>	<p>第1回幹事会において申し上げたとおり、道路改良工事及び改築工事以外の工事単価については、平成26年度以降の上昇率を反映した工事単価に見直すよう提案しているが、都側から回答を得ていない。これまでも、平成26、27年度の2か年の増加率を反映させているが、現在に至るまで、物騰率と上昇率の乖離が広がり続けているという現状や平成27年度を超える乖離が生じている年度がある。また、現行の小中学校改築工事に係る財調算定額は約18億円だが、区側において入札情報サービスから試算した、直近の市部の小中学校改築工事費と比較しても、大きな乖離がある。さらに、公共施設は老朽化が進んでおり、発災時において避難所としての役割を的確に担うためにも、財調算定を見直し、改築を促進する必要があると考える。以上の点から、区側としては、投資的経費の見直しを行う必要があると考えており、道路改良工事及び改築工事を含めて、平成26年度以降の上昇率を反映した工事単価に見直すべきと考えるが、都側の見解を伺う。（第3回幹事会）</p>	



### 3 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	特別交付金	<p>区側から2点、発言があった。1点目は特別交付金の割合を2%に引き下げるべきというもの、2点目は児童相談所の開設準備経費について、算定項目を新設し、交付率を2分の2で統一とした上で、過年度分も含め全額算定するというものである。</p> <p>1点目については、昨年度の協議の中で、「特別交付金については、特段の状況の変化がない限り、来年度以降、改めて協議を行うべき事項はないと考える。」と都の考えを申し上げた。その後、特段の状況の変化があったのか。</p> <p>2点目については、協議会で申し上げたとおり、特別交付金は、地方自治法施行令において、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められており、過年度分は算定対象とはならないと考える。</p> <p>交付率については、都区で合意したルールに基づき算定している。このルールにおいて、区有施設の用地取得や建設については、庁舎なども同様の交付率で算定しており、現在の取り扱いが妥当なものと考えている。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>過去の財調協議でも申し上げているが、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先するべく、特別交付金の割合を2%に引き下げるべきと考えている。</p> <p>昨年度の財調協議において、都側は、5%を大きく超える規模の申請があるため、現行の割合が必要である、現行の算定ルールは都区合意に基づき策定されていることから、大きな問題はない、などとして、例年と同様の主張が繰り返された。</p> <p>区側としては、算定されるかどうか不確実な部分がある特別交付金よりも、透明性・公平性の高い、普通交付金による算定を優先すべきと考える。普通交付金の財源を確保するためにも、特別交付金の割合を2%に引き下げることに、都側の見解を伺う。</p> <p>また、すでに特別区は児童相談所設置市として国から政令指定を受けており、その開設が間近に迫っているが、現在、一部しか開設準備経費が算定されていないため、算定ルールを早急に見直すべきと考える。</p> <p>そこで、当該経費を対象とした算定項目を新設することを提案する。新たな項目では、交付率を2分の2で統一し、開設時期による区間の不公平が生じないように、過年度分も含め全額算定するものとする。</p> <p>東京全体の児童相談体制を強化していくためには、児童相談所の開設をさらに促進していく必要があることから、区案に沿って整理すべきであると考えているが、都側の見解を伺う。</p> <p>割合の見直しと合わせ、是非、前向きに検討いただきたい。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>まとめの方向</p>
			<p>都区間の財源配分の見直しについては、今年度の財調協議において、しっかりと協議していきたいとの発言があった。一方で、児童相談所の開設準備経費に係る、特別交付金の算定ルールの見直しについては、現在の扱いは妥当なものと考えているとの発言にとどまっている。</p> <p>特別区が児童相談所を設置することは、法の要請に基づくものであり、準備経費の全額算定による財源保障が必要であると考えているので、算定ルールの見直しについて、前向きな検討を改めてお願いする。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

### 3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	特別交付金（つづき）	<p>昨年度の第2回幹事会において、区側から、「現行の算定ルールに基づき『特別の財政需要』に該当すると考えられる事業について申請しているに過ぎない」との発言があった。これにより、「特別の財政需要」が、5%を大きく超える割合で申請されていることを区側も認識していることが明らかになった。</p> <p>今年度も現行の5%を大きく超える規模で申請されていることから、特段の状況の変化もなく、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要であるとの考えに変わりはない。</p> <p>次に、区側から、「過年度分の開設準備経費も算定することが可能であると考えている」との発言があった。その是非に関する今後の議論の余地そのものを否定するものではないが、少なくとも、既に過年度において算定が終了しているものについては、特別交付金には錯誤などの調整も一切ないことから、遡及した上でその算定した内容を修正・変更することはできないものとする。</p> <p>次に、交付率についてだが、区有施設の用地取得や建設については、都区で合意したルールに基づき算定しており、庁舎など他の区有施設も同様の交付率で算定している。</p> <p>児童相談所の設置に向けて、各区において準備を進めているところであるが、これまで、都区で合意したルールに基づき様々な区有施設も同様の交付率で算定してきた中で、児童相談所についてのみ、高い交付率とすべきなのか。都としては、現在の交付率の取り扱いが妥当なものと考えている。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>まず、第1回幹事会において、都側から、特別交付金を取り巻く状況について、特段の状況の変化があったか、との発言があった。</p> <p>区側としては、課題が解決されない以上は、協議を行う必要があると考えている。加えて、今年10月から始まった、平成28年度税制改正による市町村民税法人分のさらなる国税化による大幅な減収は、財調財源に対して半恒久的に大きな影響を及ぼすことが必至であることから、都側の言う特段の状況の変化もあると考える。</p> <p>算定されるかどうか不確実な部分がある特別交付金よりも、透明性・公平性の高い、普通交付金による算定を優先すべきであることは、過去の協議においても繰り返し申し上げてきた。財調財源の大幅な減収という状況下だからこそ、普通交付金の財源を確保し、各区が安定的な財政運営を行うために、特別交付金の割合を2%に引き下げるべきだと考える。</p> <p>また、第1回幹事会において、都側から、地方自治法施行令の解釈上、過年度分は算定対象とはならず、現在の算定ルールは妥当なものと考えている、との発言があった。</p> <p>区側としては、地方交付税法または逐条解説における特別交付金の交付事由に鑑みれば、「普通交付金の額の算定期日後に生じた」は、「その他の特別な事情」にはかかっていないことから、過年度分の開設準備経費も算定することが可能であるとする。</p> <p>次に、交付率についてであるが、都側から、現在の取り扱いが妥当であるとの見解が示された。しかし、国は、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるもの、としている。このことから、区側としては、財調においても、児童相談所の設置を促進するために、現在の取り扱いよりも充実させることが必要であり、2分の2の交付率とすべきと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	

### 3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	特別交付金（つづき）	ただ今の区側からの発言について、次回幹事会で都側の見解を述べさせていただく。 （第2回幹事会）	<p>都側から、既に過年度において算定が終了しているものについては、遡及した上でその算定した内容を修正・変更することはできないものとする、との発言があった。</p> <p>児童相談所の開設準備経費について、過年度分も含め全額算定を求めているのに対し、一部しか交付されていない現状は、過去の協議で引き続き検討する課題として整理されていることから、区側としては、取り扱いは協議段階のものであり、算定終了という位置付けは成り立たないものと認識している。</p> <p>また、都側から、「都区で合意したルールに基づき様々な区有施設も同様の交付率で算定してきた中で、児童相談所についてのみ、高い交付率とすべきなのか」との発言があった。</p> <p>特別区における児童相談所の開設の促進について、国は、「児童福祉法等の一部を改正する法律」の検討規定等に基づき、施設の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講じることとしており、都側も第2回の協議会において、「子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点で最も重要である」ことを発言されている。</p> <p>国や都も最重要課題として認識している中、児童相談所の開設の促進は社会的要請に的確に応えるものであり、現在の取り扱いよりも充実させることが必要であることから、2分の2の交付率とすべきと考える。</p> <p>算定ルールの見直しについて、前向きな検討を改めてお願いする。</p> <p>また、毎回、5%を超える要求があるというような答えがあるが、当たり前だと考える。5%の財源があれば、それを各区が取りに行く。それは当たり前の話で、超えるのが当たり前である。答えになっているとは思えない。 （第2回幹事会）</p>	まとめの方向

### 3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	特別交付金（つづき）	<p>前回、「特別交付金の申請が5%を超えるのは当然である。」との発言があった。各区が、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいることから、都としては、現行の5%が必要であると考ええる。</p> <p>また、「過去の協議で引き続き検討する課題の取り扱いは協議段階のものであり、算定終了という位置付けは成り立たないものと認識している」旨の発言があった。仮に、協議が合意に至ったとして、その内容が影響するのは将来に向けてであり、協議で検討している間は、その時点で都区合意している特別交付金のルールに基づき算定されるものであり、既に算定した案件について、協議内容が遡及して適用されるものではないと考える。</p> <p>前回の幹事会でも申し上げたが、既に過年度において算定が終了しているものについては、特別交付金には錯誤などの調整も一切ないことから、遡及した上でその算定した内容を修正・変更することはできないものと考ええる。</p> <p>また、区側から、「児童相談所の開設の促進は社会的要請に的確に答えるものであり、現在の取り扱いよりも充実させることが必要であることから、2分の2の交付率とすべきと考える」旨の発言が繰り返しあった。</p> <p>繰り返しになるが、交付率については、区有施設の用地取得や建設に要する経費を都区で合意したルールに基づき算定しており、庁舎など他の区有施設も同様の交付率で算定している。</p> <p>児童相談所の設置に向けて、各区において準備を進めているところであるが、様々な区有施設も同様の交付率で算定していることから、現在の交付率の取り扱いは妥当なものと考えている。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>すでに特別区は、児童相談所設置市として国から政令指定を受け、その開設が間近に迫っており、各区が円滑に準備を進めていくためにも、十分な財源の確保が必要である。</p> <p>一方、都側からは、「交付率については、区有施設の用地取得や建設に要する経費を都区で合意したルールに基づき算定しており、庁舎など他の区有施設も同様の交付率で算定している。」との発言があった。</p> <p>これまで、児童相談所の開設準備経費は4分の1相当額しか算定されておらず、また、人件費については算定されていない。地方交付税においても整備費の2分の1相当額が措置されることとなっており、オール東京で児童虐待防止の体制を強化するためには、開設をさらに促進していく必要があることから、過年度分も含め、交付率を2分の2に見直すべきと考える。</p> <p>また、児童福祉法の改正の趣旨として、国は、児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加している状況を踏まえ、「特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められている」としている。</p> <p>特別区は児童相談所設置市として国から政令指定を受け、職員の確保・育成などを十分に図ることが急務となっており、人件費も算定項目の対象とすべきと考えているが、都側の見解を伺う。</p> <p>次に、特別交付金の割合についてである。</p> <p>先ほどの財源見通しにおいても触れられたが、市町村民税法人分のさらなる国税化により、2,000億円に迫る大幅な減収が見込まれるような状況において、算定の透明性・公平性が高い普通交付金の財源を確保するためには、特別交付金の割合を5%から2%に引き下げるべきと考える。</p> <p>第1回幹事会における、都側の「その後、特段の状況の変化があったのか。」という質問に対しては、平成28年度税制改正によって市町村民税法人分の税率が大幅に引き下げられたことにより、今回の2,000億円に迫る減収のように、税制改正が行われるまでは半恒久的に大きな影響を及ぼすと答えた。3%分を特別交付金から普通交付金に回すことによって、普通交付金の財源を確保できるという意味合いの質問をしたことに対しては、答えていないと考えるが、改めて見解を伺う。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	

### 3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	特別交付金（つづき）	<p>区側から、「地方交付税においても整備費の2分の1相当額が措置されることとなる」との発言があった。</p> <p>特別交付金のルールでは、地方交付税の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象とはなっていない財政需要については、特別交付金において、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準拠した交付率で算定している。</p> <p>しかし、児童相談所の開設前の施設整備費について、特別交付金のルールに従い算定するにしても、既に算定済のものについてはその内容を修正・変更することはできない。</p> <p>そこで、特別交付金の交付率は、これまでどおりとした上で、児童相談所の開設年度に、その同額を普通交付金で追加算定することで、特別交付金のルールで算定すべき2分の1相当額を確保していきたいと考えている。</p> <p>また、人件費については、これまで、特別交付金で算定してこなかったが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童心理司といった区役所にいない職種や、児童福祉司や一時保護所の指導員といった区役所にはいる職種ではあるが配置基準のある職場が多いため、新たに採用する必要があると考えられること</li> <li>・児童の命を預かるといった社会的責任を負うこと</li> <li>・政令指定を受けたことにより、開設準備のステージが一段引き上げられたこと等</li> </ul> <p>から、職員の確保・育成は必要であると都も認識している。</p> <p>これらのことから、他の人件費とは性質が異なるものとして、政令指定を前提に、特別交付金算定していきたいと考えている。</p> <p>（つづきあり）</p>		

### 3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	特別交付金（つづき）	<p>具体的には、所長、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の指導員、保育士を対象とし、保護所の指導員は都基準、その他は国基準を上限に、実人数と都基準・国基準とを比較していずれか少ない方の給与費実額のみを開設前の1年間分算定していきたいと考えている。</p> <p>いずれにしても、特別交付金はあらかじめ算定することを約束するものではないが、その時々々の財源や申請状況等を踏まえ対応していく。</p> <p>繰り返しになるが、各区が、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々々の状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいることから、都としては、現行の5%が必要であると考える。</p> <p>（第3回幹事会）</p>		
2	減収補填対策	<p>年度途中の調整税の減収対策について、御承知のように、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものである。</p> <p>なお、区側から、「総務省に照会したところ、対応策の構築に向けて、現在検討を進めている旨の回答を得た」との発言があった。都としても、総務省が内部における検討を始めているということについては承知しており、その動向は引き続き注視していきたいと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えている。</p> <p>そこで今回、本件について改めて区側から総務省に照会したところ、対応策の構築に向けて、現在検討を進めている旨の回答を得たところである。</p> <p>区側としては、国の動向を注視し、必要に応じて都区で働きかけを行うべきと考えている。また、検討の結果、都区で協議すべき事項が国から示された場合は、速やかに制度上の問題の解決に向けた協議に応じていただきたいと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

### 3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
3	都市計画交付金	<p>都市計画交付金については、第2回財調協議会でも申し上げたが、都としては、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化、都市計画公園整備事業の工事単価引上げなど、様々な見直しを順次行ってきた。</p> <p>今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応していきたいと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>従来から申し上げているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しについて提案する。</p> <p>近年の傾向を見ると、特別区が実施する都市計画事業の影響もあり、都市計画税は増収傾向にある。しかしながら、特別区の都市計画交付金対象事業費が、平成29年度が800億円、平成30年度が850億円と増加傾向にあるにもかかわらず、平成29年度以降、都市計画交付金予算額は200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は毎年低下しており、実績に見合った配分となっていない。</p> <p>今後、市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれる。都市計画事業を円滑に執行するためにも、交付金総額の拡大と交付率の撤廃・改善を行うべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>つぎに、都区の都市計画事業の明確化について申し上げる。平成12年度都区制度改革の際の国会質疑において、「都市計画交付金の額や配分については、都区において適切な調整がなされるべき」との国の見解が示されている。都においても、都市計画事業は当時の決算額ベースで概ね8対2の割合であることを認めたくえ、区側と協議すべき重要な課題として確認する旨の見解を示している。</p> <p>都市計画税の配分について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠である。都政の透明化、見える化を徹底し、積極的に情報公開を行うという都知事の方針を踏まえ、必要な情報を提示していただきたいと考えるが、見解を伺う。</p> <p>（つづきあり）</p>	

### 3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	都市計画交付金 (つづき)		<p>最後に、協議体の設置について申し上げる。都市計画交付金対象事業の地方債収入相当額が、普通交付金の財源を圧迫している現状を鑑みれば、都市計画交付金の見直しについては、財調協議の場で議論することが相応しいと考える。しかしながら、都が別の場で議論すべきと考えているのであれば、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>これらの提案は、これまでも繰り返し主張してきたところだが、都側は「各区から直接、現状や課題を伺うなど、適切に調整を図りながら対応していきたい。」などの発言を繰り返すばかりで、実質的な議論なしに協議が終了している。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後においても、特別区の都市計画事業は増加することが見込まれている。安全安心な東京のまちづくりを進めるためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行していくことが必要である。ともに東京のまちづくりを担うパートナーとして、都市計画交付金について、建設的な議論を重ね課題の解決に取り組んでいきたいと考えているので、前向きな協議をお願いします。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	



### 3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	都市計画交付金 (つづき)	<p>区側から、「特別区の代表として、財調協議に臨んでいる」との発言があったが、都としては、各区が取り込まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたいと考えている。</p> <p>その上で、1点目の「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」についてだが、規模に関しては、予算の見積もり当たり、各区の状況を伺った上で所要額を積算している。</p> <p>また、交付率についても、算定要領に基づき、弾力的な運用を行っている。</p> <p>さらに、対象事業については、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化、都市計画公園整備事業の工事単価引上げなど、様々な見直しを順次行ってきた。</p> <p>2点目の「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」についてだが、東京都が実施している都市計画事業の実態を、この財調協議の場で検証する必要はないと考えている。</p> <p>3点目の「都市計画事業のあり方についての協議体の設置」についてだが、都市計画交付金の運用に当たっては、繰り返しになるが、今後も各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していく。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>第1回幹事会において、区側から3点、「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」、「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」、「都市計画事業のあり方についての協議体の設置」を求めたが、都側から明確な回答はなかった。</p> <p>「各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたい」といった、これまでと同様の発言を繰り返す都側の姿勢は、財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組むという財調協議会における発言との矛盾さえ感じるところである。</p> <p>我々は、特別区の代表として、財調協議に臨んでいる。「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」というのであれば、この場において、区側が主張している現状や課題に対し、都側の見解を述べるべきであると考えている。</p> <p>そこで、区側が提案している3点について、改めて、都側の見解を伺う。明確な回答を求める。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	

### 3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	都市計画交付金 (つづき)	<p>まず、都市計画交付金の規模の拡大についてだが、予算の見積りに当たっては、今後も各区の状況を伺った上で所要額を積算していく。</p> <p>また、交付率についても、算定要領に基づき、弾力的な運用を行っている。</p> <p>さらに、対象事業については、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化、都市計画公園整備事業の工事単価引上げなど、様々な見直しを順次行ってきた。</p> <p>つぎに、都市計画事業の実態検証についてだが、都としては、都区、区単独のいずれにおいても検証する必要はないと考えている。</p> <p>最後に、都市計画事業のあり方についての協議体の設置についてだが、都市計画交付金の運用に当たっては、繰り返すことになるが、今後も各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していく。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	<p>第2回幹事会において、都側から区側の提案に対する見解が示されたので、それぞれの項目について、改めて都側の見解を伺う。</p> <p>区側としては、都市計画交付金の規模を特別区の実績に見合った配分とすべきと考えているが、少なくとも、今後、特別区の都市計画事業の規模が更に拡大をしていく場合、都市計画交付金の規模を拡大し対応するという理解でよいか見解を伺う。</p> <p>また、交付率についても、各区の事業実施状況や意向を踏まえるのであれば、算定要領を見直し、撤廃・改善を行うべきと考える。交付率の見直しについて、前向きに検討いただけるのか、見解を伺う。</p> <p>つぎに、都市計画事業の実態を検証するための情報の提示についてだが、財調協議の場で検証する必要はないということであれば、どのような場であれば、検証する機会を設けていただけるのか、都側の見解を伺う。仮に、都区で検証する必要がないとお考えなのであれば、区側において検証を行うので、情報を提示いただくよう、お願いする。</p> <p>最後に、都市計画事業のあり方についての協議体の設置についてである。</p> <p>区側としては、各区から個別に実施状況や意向を確認いただくこととは別に、特別区の総意として協議体の設置を提案している。前向きな回答をお願いする。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	

【財源を踏まえた対応】

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	財源見直し	<p>東京都の令和2年度予算及び令和元年度補正予算の編成作業は、現在も続いており、本日のところは、口頭での説明とさせていただきます。</p> <p>また、本日説明する内容は、あくまで現時点での財源見直しであり、今後、変動がありうることをお断りしておく。</p> <p>令和2年度の財源見直しについて、令和2年度以降、調整税の中に、法人事業税交付対象額が入るので、従前の3税に加えて、この法人事業税交付対象額を加えたものを、調整税とさせていただきます。</p> <p>固定資産税は、1兆3,023億3千6百万円、市町村民税法人分は、4,944億3千8百万円、特別土地保有税は、1千万円、法人事業税交付対象額は、438億5千2百万円、調整税の合計は、1兆8,406億3千6百万円と見込んでいる。</p> <p>これを55%相当で計算すると、1兆123億5千万円となり、これに、30年度の精算分、マイナス14億1千5百万円を加味した交付金総額では、1兆109億3千5百万円となる。</p> <p>この結果、普通交付金の額としては、9,603億8千8百万円と見込んでいる。</p> <p>ただいまの財源見直しを、令和元年度当初フレームと比較すると、法人事業税交付対象額は皆増、固定資産税は、率にして2.8%の増、市町村民税法人分は、28.2%の減と見込んでおり、調整税全体では、5.9%の減と見込んでいる。</p> <p>普通交付金総額では、精算分の影響も加え、約675億円の減、率にして6.6%の減となる見込みである。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	<p>令和2年度の財源見直しであるが、都側の説明では、今般の税制改正による影響については精査中とのことであった。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただきます。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	<p>まとめの方向</p>

【財源を踏まえた対応】 (つづき)

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	(基準財政収入額見込)	<p>基準財政収入額の見込みについて、各項目の収入見込額を申し上げる。特別区民税が8,918億3千万円、軽自動車税環境性能割が1億4千8百万円、軽自動車税種別割が33億3千2百万円、特別区たばこ税が631億4千5百万円、利子割交付金が26億7千2百万円、配当割交付金が137億5千7百万円、株式等譲渡所得割交付金が76億1千6百万円、地方消費税交付金が2,113億1千6百万円、ゴルフ場利用税交付金が2千8百万円、環境性能割交付金が30億5百万円、地方特例交付金が57億6千8百万円、その他の譲与税等が161億5千9百万円、特別区民税特例加減算額がマイナス88億9千4百万円、地方消費税交付金特例加算額が185億7千2百万円となり、基準財政収入額合計では、平成31年度フレーム対比で631億4千万円、率にして5.4%増の、1兆2,284億5千3百万円を見込んでいる。</p> <p>なお、令和元年度の当初算定にあたり、森林環境譲与税を基準財政収入額に算入するなどの条例改正を行ったところである。このため、平成31年度フレームと令和元年度当初算定では基準財政収入額が異なっており、元年度当初算定時における基準財政収入額との対比では、621億6千6百万円、率にして5.3%の増となっている。</p> <p>(第3回幹事会)</p>		
	(基準財政需要額見込)	<p>基準財政需要額だが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約2兆577億円となっている。</p> <p>なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約200億円を含んでいる。</p> <p>(第3回幹事会)</p>		
	(普通交付金所要額見込)	<p>基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和2年度の普通交付金所要額は、約8,292億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の総額が、この所要額に比べ、約1,311億円超過すると見込んでいる。</p> <p>(第3回幹事会)</p>		

【財源を踏まえた対応】 (つづき)

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
2	基準財政収入額	<p>令和2年度の基準財政収入額は、1兆2,284億5千3百万円と、平成31年度フレーム対比で631億4千万円、率にして5.4%の増を見込んでいる。これは主に、特別区民税と、地方消費税交付金及び地方消費税交付金特例加算額の増を見込んだことによるものである。</p> <p>特別区民税は、ふるさと納税による寄附金税額控除は増えているものの、人口の増加や雇用環境の改善による納税義務者数の増等による課税所得金額の伸びにより、約140億円、率にして1.6%の増を見込んでいる。</p> <p>地方消費税交付金については、消費税率の引き上げにより大幅な増加が見込まれるとともに、本年11月末日が休日に当たることから、元年度の繰入地方消費税が2年度に流出することによる増、また、軽減税率の影響による減を見込んだ結果、地方消費税特例加算額と合わせて、約530億円、率にして29.9%の増を見込んでいる。</p> <p>特別区たばこ税については、令和2年10月に税率の引き上げが予定されているが、売渡本数減少の影響により、減を見込んでいる。また、これまで、JTの「全国たばこ喫煙者率調査」による喫煙率から売渡本数を推計していたが、同調査が平成30年をもって終了したため、直近の都たばこ税に係る売渡本数の実績を基に推計し、見込額を算出した。</p> <p>また、自動車取得税交付金が本年9月末をもって廃止されたことに伴い、財調においても元年度をもって算定を終了する一方、本年10月に創設された自動車税環境性能割交付金については、2年度から12か月分の収入額を見込んでいる。</p> <p>森林環境譲与税については、元年度の当初算定にあたり、基準財政収入額に算入する条例改正を行ったところであるが、令和2年度税制改正大綱で示された譲与税の増額並びに区市町村及び都道府県への譲与割合の見直しを反映し、約8億円を収入に見込んでいる。</p> <p>(つづきあり)</p>	<p>令和2年度以降の基準財政収入額の区別算定方法についてであるが、都側から説明のあった規則改正の考え方に対して、区側として異論はない。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	

【財源を踏まえた対応】（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	<p>基準財政収入額 （つづき）</p>	<p>なお、説明した2年度の基準財政収入額は、現時点での見込であるため、今後、変動が生じる場合には、次回幹事会にて、改めてお示しする。</p> <p>続いて、2年度以降の区別算定方法について説明する。配付資料「基準財政収入額の区別算定方法について」の「1 軽自動車税環境性能割・種別割、環境性能割交付金、森林環境譲与税」については、各区の前3年度における調定額等の実績により算定を行うことと条例に規定しているが、表に網掛けのある年度においては前3年度の実績を用いることができないため、経過措置として、資料に記載した算定の基礎により、区別算定を行いたいと考えている。「2 ゴルフ場利用税交付金」は、該当する区は限られるが、前3年度の交付額を算定の基礎として、区別算定を行ってきたところである。特別区に所在するゴルフ場のうち「新東京都民ゴルフ場」が、本年12月をもって廃止となることを受け、2年度からは、地方交付税の算定方法に準じて、前年度末までに廃止されたゴルフ場に係る交付金を算定の基礎から除くことを考えている。</p> <p>これらの算定方法については、2年度の当初算定に向けて、財調規則を改正し、対応してまいりたい。</p> <p>配付資料「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額（令和元年度分）」は、収入項目の一つである特別区民税特例加減算額の、2年度の区別算定に係る基礎数値となるものである。資料の数値については、すでに都区双方の事務方で確認しているが、改めてご確認いただきたい。</p> <p>特例加減算額の措置については、「当分の間」とされているため、来年度以降も同様に確認していく。</p> <p>（第3回幹事会）</p>		

【元年度再調整】

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	財源見通し	<p>調整税の見込みは、当初フレームと比べ、固定資産税が、約86億円、率にして0.7%の増、市町村民税法人分は、約227億円、率にして3.3%の増、特別土地保有税については、ほぼ予算と同額となることで、それぞれ見込んでいる。</p> <p>これらを合わせた調整税の総額は、当初フレーム比で、約314億円の増、率にして1.6%の増と見込んでいる。</p> <p>これを財調交付金55%相当で計算すると、約173億円の増となり、普通交付金が約164億円の増、特別交付金が約9億円の増となる。</p> <p>財源見通しは、このようになっているが、普通交付金については、本年夏の当初算定時に約256億円の算定残が発生していたので、合わせて約420億円が最終的な算定残となる見込みである。</p> <p>(第3回幹事会)</p>		
2	元年度の対応	<p>令和元年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明する。</p> <p>先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約420億円となる見込みである。</p> <p>この取り扱いについては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金で交付することとする。</p> <p>この普通交付金の再算定に当たっては、令和元年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目について検討を進めている。</p> <p>基準財政収入額に森林環境譲与税を算入したことに伴い、相当額を基準財政需要額で算定するための経費について、再算定で算定すべきと考える。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	<p>都側から、再調整項目として、森林整備等に要する経費について、提案があった。</p> <p>その点について異論はないが、区側としては、再調整で算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきと考える。</p> <p>具体的には、建築基準法に基づく防火設備点検に係る経費や、産後ケア事業費、国保情報集約システムや保険給付費等の収納事務に係る経費、また、地域交流施設や子ども医療費助成事業費の見直し、公共施設改築経費の算定が挙げられる。</p> <p>このほか、協議の時期などの理由で対応しきれなかった風しん追加的対策に係る経費や、今年の6月に国から方針が示されたマイナンバーカードの普及推進に係る経費について臨時的に算定すべきと考える。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	